第2期
土浦市
多文化共生推進プラン

令和7年(2025年)年3月

土浦市

はじめに

本市におきましては、令和２年３月に「土浦市多文化共生推進プラン後期計画」を策定し、「市民協働による多文化共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、各種施策を展開しているところです。

この間、国内の在留外国人数は増加し続けており、令和５年（２０２３年）末には約３４１万人と過去最高を記録いたしております。本市におきましても、市人口の約４％に相当する約６，０００名の外国人市民が暮らしており、地域づくりの担い手として身近な存在となりつつありますことから、外国人と日本人が同じ市民として、お互いの文化を認め合いながら、一緒に地域活動に参加できる「多文化共生の環境づくり」が、ますます重要になっております。

また、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等、多文化共生施策を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。

そのような中、本プランにつきましては、計画期間満了の年を迎えますことから、各種施策の進捗状況や課題を整理するとともに、社会経済情勢の変化を踏まえながら「第２期土浦市多文化共生推進プラン」を策定いたしました。

本市といたしましては、本プランを踏まえ、市民の皆様や事業者、関係機関・団体等と連携を図りながら、各種施策を鋭意に推進し、多文化共生のまちづくりに取り組んでまいりますので、皆様方には、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本プラン策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました多文化共生推進プラン検討委員会の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和７年３月

土浦市長　安藤真理子

目次

第１章　多文化共生推進プランの 基本的な考え方 1
1.1　プランの目的 1
1.1.1　はじめに 1
1.1.2　土浦市が多文化共生を推進する意義 1
1.2　プランの背景 3
1.2.1　国の動き 3
1.2.2　茨城県の動き 5
1.2.3　土浦市の現状 7
1.3　第１期プランの評価 20
1.3.1　計画の進行管理について 20
1.3.2　事業の取組状況について 20
1.3.3　土浦市の国際化推進の取り組み 22
1.3.4　今後の課題 23
1.4　プランの位置づけ 25
1.5　計画期間 25
第２章　プランの概要 26
2.1　基本理念 26
2.2　基本目標と施策の柱 26
2.2.1　基本目標Ⅰ 外国人市民と日本人市民がわかりあえるまちづくり 26
2.2.2　基本目標Ⅱ 外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり 26
2.2.3　基本目標Ⅲ 多様な文化を尊重し、共に支えあうまちづくり 27
2.3　目標指標 28
2.4　施策の体系 29

第３章　施策の展開 33
3.1　基本目標Ⅰ　外国人市民と日本人市民がわかりあえるまちづくり ≪施策の柱≫　コミュニケーション支援 33
3.2　基本目標Ⅱ　外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり ≪施策の柱≫　生活支援 38
3.3　基本目標Ⅲ　多様な文化を尊重し、共に支えあうまちづくり ≪施策の柱≫　多文化共生の地域づくり 48
第４章　計画の推進に向けて 53
4.1　多文化共生の推進体制の整備 53
4.2　プランの進行管理 55
【参考資料】 56
１　アンケート調査 56
２　策定経過 60
３　土浦市多文化共生推進プラン検討委員会設置要綱 62
４　土浦市多文化共生推進プラン検討委員会委員名簿 64

第１章　多文化共生推進プランの基本的な考え方

1.1　プランの目的

1.1.1　はじめに

土浦市には、さまざまな人が住んでいます。

古くから、何世代にもわたって、この地に住み続けている人もいれば、近年になってこの地に移り住んで来た人もいます。その中には、日本以外の国や地域にルーツを持つ人も稀ではありません。

このような中、誰もが地域で暮らしやすい環境を整え、国籍や民族、文化や生活習慣などの違いにかかわらず、同じ土浦市民として共に支え合って暮らしていける多文化共生のまちづくりを推進していく必要があります。

また、多文化共生のまちづくりを進めることで、様々な文化や考え方を持った市民が地域活動に参加し、交流や連携が深まることで、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりにもつながります。

こうした状況を踏まえ、本市では、異なる文化的背景をもつ外国人市民と日本人市民が同じ土浦市民として、互いを尊重し、ともに支え合いながらこの地で暮らしていけるまちづくりの指針として、平成２７年度から 10 年間の計画期間とする、土浦市多文化共生推進プランを策定しましたが、第１期プランの計画年度が満了することを機に、これまでのプランの取組状況を確認するとともに社会経済情勢の変化を取り入れて、第２期プランを新たに策定するものです。

1.1.2　土浦市が多文化共生を推進する意義

社会・経済のグローバル化の進展、在住外国人や来訪外国人の増加など、地域においても国際化への対応が重要性を増しています。

このため、学校教育や生涯学習、地域活動や民間団体などの取組などさまざまな機会を通じて市民の国際感覚を育て、日本人市民と外国人市民が異なる文化や価値観を互いに尊重し認め合える多文化共生社会の実現に向けて取り組むことが必要です。

① 外国人市民の受入れ主体としての地域

入国した外国人に対する行政サービスを提供する役割を担う主体として、市が多文化共生施策の担い手となり、地域環境を整備していく必要があります。

② 外国人市民の人権保障

市が多文化共生施策を推進することは、国際人権規約や人種差別撤廃条約などにおける、外国人の人権尊重の趣旨に合致します。

③ 市民の異文化理解力の向上

多文化共生のまちづくりを進めることで、日本人市民が異文化に触れる機会が増え、異なる文化的背景を持つ人々との交流が進み、異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることが可能となります。

④ 誰もが暮らしやすいまちづくり

国籍や民族などが異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の担い手として生きていく地域づくりを進めることで、誰もが暮らしやすいまちづくりにつながります。

⑤ 多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

外国人市民を地域社会の一員として受け入れ、日本人市民と同様に行政サービスを享受し安心して生活することができる環境を整備していくことが必要です。

これにより、多様性と包摂性のある社会を実現し、ポストコロナ時代の「新たな日常」を構築することが期待されます。また、SDGs においても、包摂性を示す「誰ひとり取り残さない」という理念が重要視されています。

⑥ 外国人市民による地域の活性化やグローバル化への貢献

地域社会に外国人市民が移住・定着することが、地域社会の活性化につながり、地域産業や経済の振興につながります。

また、外国人市民が、自らの強みや独自の視点を活かして、地域の魅力発信や起業、観光の受け入れなどに貢献する事例が現れつつあり、外国人市民との連携により、地域の活性化やグローバル化が促進されることが期待されます。

⑦ 地域社会への外国人市民の積極的な参画と多様な担い手の確保

外国人市民が、外国人コミュニティや人口減少・少子高齢化が進む地域を支えて、今後の地域社会を支える担い手となることが期待されます。また、外国人市民が多文化共生施策の推進に関与することにより、外国人市民のニーズを的確に捉えて、多文化共生施策の質の向上を図ることも期待されます。

⑧ 受入れ環境の整備による外国人材受入れの実現

外国人労働者の増加とともに、今後、特定技能外国人の受け入れが進む見通しの中、外国人市民が地域で十分な行政サービスを受けられる体制を整える必要があります。また、国や企業などと連携して、就業支援や生活環境の整備を進め、地域全体で多文化共生を促進することが重要です。

1.2　プランの背景

1.2.1　国の動き

①　地域における多文化共生推進プラン

国では、地方自治体における多文化共生施策の推進に関する指針及び計画策定のために、平成１８年（２００６年）３月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、令和２年（２０２０年）に改訂しました。

これは、外国人市民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等、多文化共生施策を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応することを目的とするものです。

②　在留資格等の動き

外国人が日本に入国・長期滞在する際の在留資格は、日本の人口減少と深刻な人手不足という問題を解消する社会的要請もあって、近年、数次にわたり改正されています。

平成２４年（２０１２年）７月には、外国人市民の利便性の増進及び市町村行政の合理化を図るため、新しい在留制度が導入されるとともに外国人登録制度が廃止となり、外国人市民にも住民票が作成されました。

平成３１年（２０１９年）４月には、新しい在留資格「特定技能」が創設されました。最長５年間しか日本に在留できなかった「技能実習」から「特定技能」へ在留資格を変更できるようになり、比較的長期にわたり日本で就

労することが可能となりました。

令和６年（２０２４年）には「技能実習」が廃止され、「育成就労」が新設されました。育成就労は、「我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする」とされ、3 年間の育成就労の期間の後、特定技能に移行することとなりました。また、就労開始までに一定程度の日本語能力を求められることにもなっています。

③　在留外国人数の推移

外国にルーツを持つ人々は増加傾向にあり、平成２６年（２０１４年）末には全国で約 212 万人だった外国人数は令和５年（２０２３年）末には約 341 万人と、約 1.6 倍に増加しています。

出典：法務省資料（各年 12 月末現在）

④　ヘイトスピーチ対策法

特定の民族や国籍、あるいは「難民」（申請中の人を含む）の人々を誹謗し排斥する差別的言動がインターネット上や街頭等で発せられる状況が続いています。こうした言動は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせる恐れもあることから、平成２８年（２０１６年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆる「ヘイトスピーチ対策法」）が成立し、外国人差別につながる言動の解消に向けた施策が進められています。

⑤　日本語教育の推進に関する法律

令和元年（２０１９年）６月には、「日本語教育の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、外国人への日本語教育の機会充実や日本語教育の質の向上などを目的としたもので、国内で生活する外国人が日常生活を送る上で必要な日本語を習得できるよう、国や自治体が日本語教育の環境を整備することや、外国人を雇用する事業主が日本語学習の機会を提供するように努めることなどが定められています。

1.2.2　茨城県の動き

①　外国人市民の人口推移

【茨城県の外国人市民数】

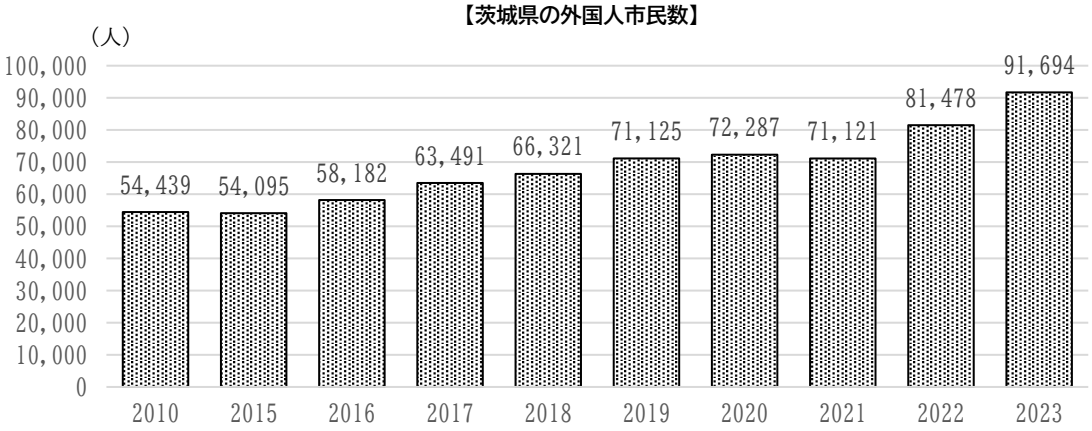

出典:出入国在留管理庁「在留外国人統計」

茨城県の外国人市民は、令和５年（２０２３年）には 91,694 人となっています。平成２７年（２０１５年）から２０２０年（令和２年）まで増加傾向となり、コロナ禍の影響が強かった２０２１年(令和３年）には若干減少しましたが、その後増加傾向となっています。

【茨城県の外国人市民の国籍別割合】

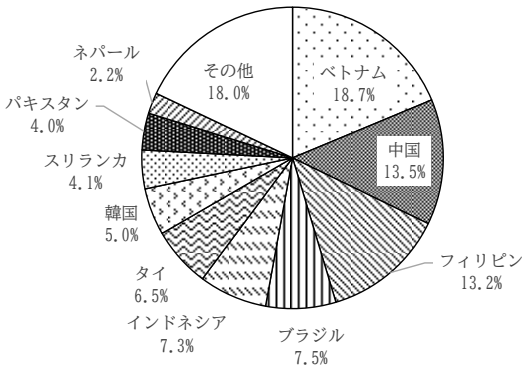

【茨城県の外国人市民の在留資格別割合】

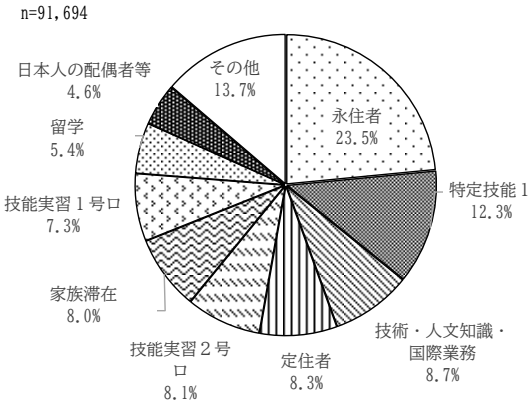

出典:出入国在留管理庁「在留外国人統計」(令和５年12月末現在)

（国別）

茨城県在住の外国人の国籍はベトナムが 18.7%で最も多く、次いで中国が 13.5%フィリピンが 13.2%となっています。

（在留資格別）

在留資格別では、永住者が 23.5%で最も多く、次いで特定技能１が 12.3%、技術・人文知識・国際業務が 8.7%、定住者が 8.3%となっています。

在 留 資 格 と は

在留資格とは、外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことができること、または、一定の身分や地位を有する者としての活動を行うことができることを示す、『入管法上の法的な資格』のことです。

【在留資格の例】

○　永住者…法務大臣から永住の許可を受けた人。

○　特定技能…国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を要する業務に従事する人。

○　技能実習…国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJT（On-the-Job Training「職場内訓練」）を通じて技能を移転する「技能実習制度」により、国内で労働に従事する人。職種別では、建設関係、食品製造関係、機械・金属関係が多い。

○　技術・人文知識・国際業務…技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等。

②　多文化共生社会づくりを推進するための主な取り組み

県では、多文化共生社会づくりを推進するため、主に次のような取り組みを行っています。

● 外国人相談体制の充実・周知

公益財団法人茨城県国際交流協会では、在住外国人が抱えるさまざまな問題に対応するため、外国人相談センターを設置しています。

● 地域日本語教育の体制づくり事業

多文化共生社会の推進、外国人材に選ばれる県づくりのため、県内どこにいても日本語学習の機会が得られる環境と関係機関の連携体制を構築します。

● 多言語や「やさしい日本語」による情報発信

茨城県の情報を多言語で発信しています。

● データ集の作成

県内の在留外国人数等に関する統計を県のウェブサイトでＰＤＦ形式またはエクセル形式で提供しています。

1.2.3　土浦市の現状

①　外国人市民の人口推移

【本市の外国人市民数】

出典：住民基本台帳（各年3月末現在）

本市の外国人市民は、平成２年（１９９０年）には819人でしたが、平成２２年（２０１０年）にかけて急激に増加しました。その後、平成２７年（２０１５年）にかけて減少傾向にありましたが、平成２８年（２０１６年）以降再び増加に転じ、令和６年（２０２４年）３月には5,730人に達して、茨城県内ではつくば市、常総市に次いで三番目に外国人市民数が多い自治体となり、常住人口に占める外国人市民の割合が約4.0%（令和５年１２月）となっています。

【本市の外国人市民の国籍別割合】

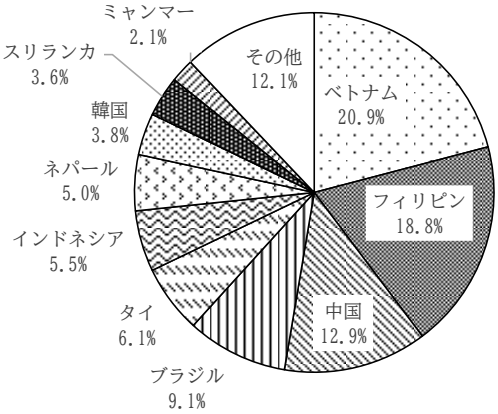

出典：住民基本台帳

【本市の外国人市民の在留資格別割合】

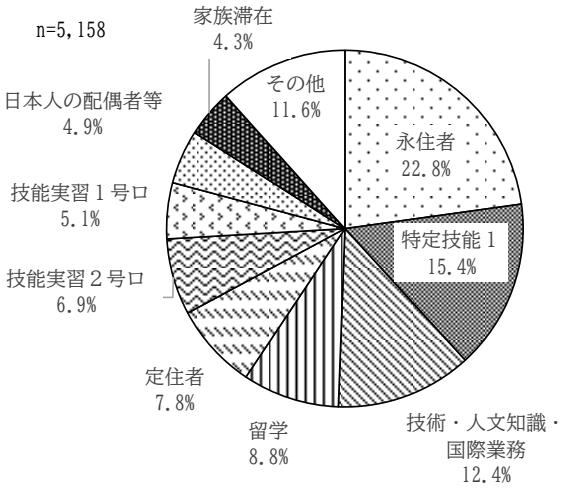

出典：住民基本台帳

本市在住の外国人の国籍はベトナムが20.9%で最も多く、次いでフィリピンが18.8%、中国が12.9%となっています。

在留資格別では、永住者が22.8%で最も多く、次いで特定技能１号が15.4%、技術・人文知識・国際業務が12.4%となっています。

在留資格一覧表（抜粋）

在留資格	本邦において有する身分または地位	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）
特定技能１号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第２条の５第１項から第４項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野若しくは法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授，芸術，報道の項に掲げる活動，この表の経営・管理，法律・会計業務，医療，研究，教育，企業内転勤，介護，興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者，通訳，デザイナー，私企業の語学教師，マーケティング業務従事者等
留学	本邦の大学，高等専門学校，高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部，中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部，小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部，専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学，短期大学，高等専門学校，高等学校，中学校及び小学校等の学生・生徒
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民，日系３世，中国残留邦人等
技能実習２号ロ	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動	技能実習生
技能実習１号ロ	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて，講習を受け，及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生

出典：出入国在留管理庁 HP

②　市民アンケート　日本人市民の外国人に対する意識等

第２期計画策定にあたり、日本人市民 3,000 人を無作為抽出し、市民アンケート調査を実施し、1,221 人から回答がありました。

なお、回答者の年齢は、「70 歳以上」が 33.7%と最も多く、「50～59 歳」が 16.2%、「60～69 歳」が 15.2%となっています。

前回調査との差では、２０１８年度の「60 歳以上」にあたる「60～69 歳」「70 歳以上」が合わせて 15.3 ポイントの増加と最も大きく、「40～49 歳」が 12.2 ポイントの減少、「50～59 歳」が 13.2 ポイントの減少となっています。

【回答者の年齢別人数と割合】

全体	18～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	無記入または無効
1,221 人	136 人	119 人	169 人	198 人	186 人	411 人	2 人
100.0%	11.1%	9.7%	13.8%	16.2%	15.2%	33.7%	0.2%

（１）外国人市民との交流の状況

外国人市民と付き合いについて尋ねたところ「外国人市民との付き合いはない」という回答が 69.7%となっています。

外国人市民との付き合いがある人のその内容を尋ねたところ、「一緒に仕事や学習をしている」が 44.4%、「町内会等、隣人としての付き合い」が 27.3%、「友人として付き合っている」が 20.3%となっています。

今後の外国人市民との交流の意向では、「積極的に交流したい」が 3.5%、「機会があれば交流したい」が 37.3%、「あまり交流したくない」が 8.7%、「交流したくない」が 9.6%となっています。

相互交流の機会を増やしていくことが求められています。

【外国人市民との交流状況】

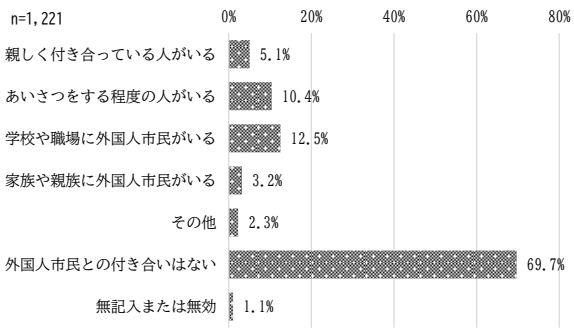

【外国人市民との交流内容】

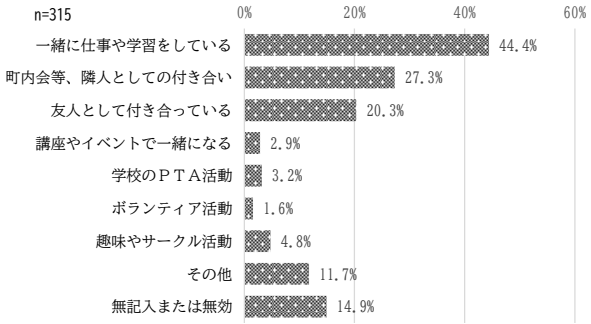

【外国人市民との交流についての意向】

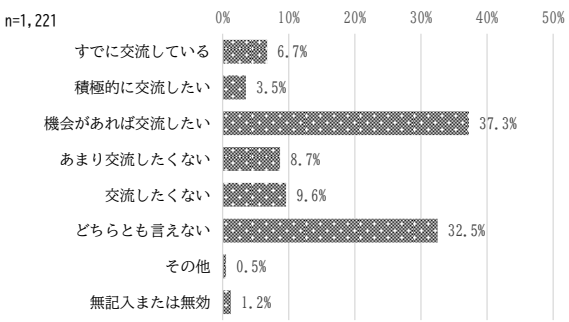

（２）外国人市民と共に暮らすことに対する思い

外国人市民の増加について「望ましい」が 22.4%、「望ましくない」が 13.4%、「どちらともいえない」が 63.4%となっています。

【外国人市民の増加についての考え方】

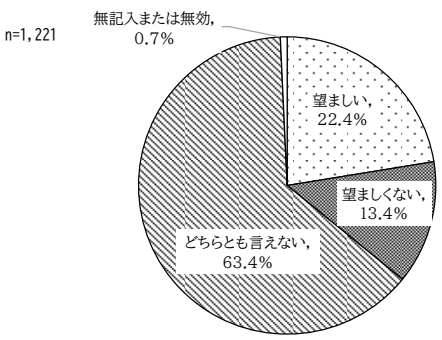

「望ましい」と思う理由は「交流で国際感覚が高まる」が 53.6%、「外国文化への理解が深まる」が 51.5%、「人口が増えてまちに活気が出る」が 47.1%となっています。

一方、「望ましくない」と思う理由は「治安が悪化するから」が 67.7%、「トラブルやもめごとが増えるから」が 67.1%となっています。

【外国人市民の増加が望ましい理由】

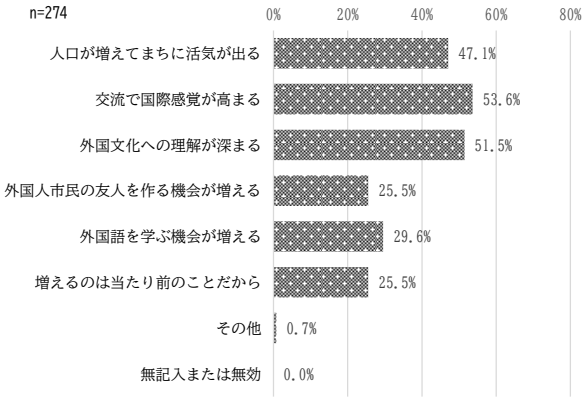

【外国人市民の増加が望ましくない理由】

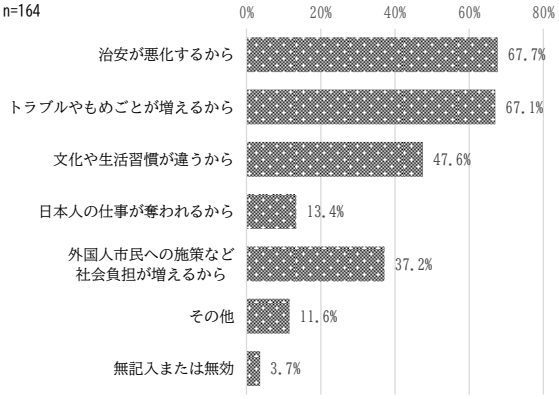

これまでに地域に住む外国人市民とトラブルを経験しているか尋ねたところ、「これまでにトラブルはない」という回答が 75.4%となっています。

外国人市民が増えることや外国人市民と地域生活をともにすることに対する「漠然とした不安」を解消する方策が求められます。

【外国人市民とのトラブルの経験】

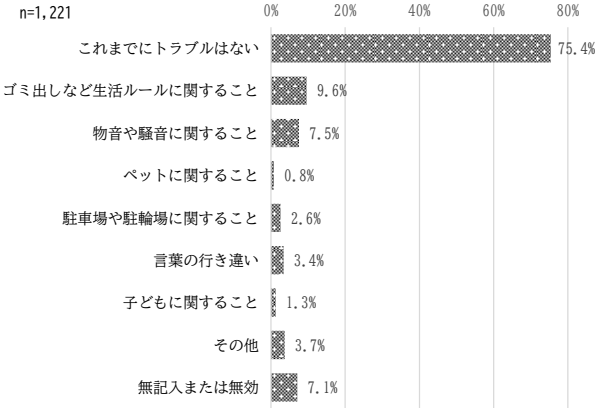

（３）多文化共生社会の実現に向けた思い

「多文化共生」という言葉や意味を知っているかを尋ねたところ、「よく知っている」が 6.9%、「ある程度知っている」が 28.5%、「言葉だけ聞いたことがある」が 28.3%、「知らない、今回初めて知った」が 34.3%となっています。

【「多文化共生」という言葉の認知】

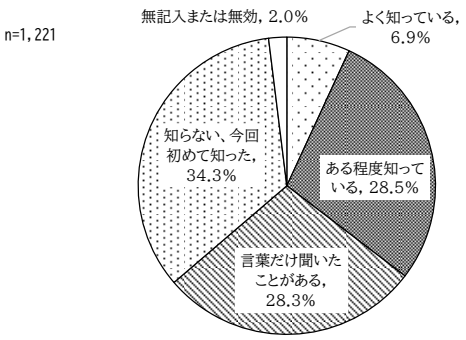

あなたやあなたの周囲の人には、外国人市民に対する差別や偏見があると思うかを尋ねたところ、「よくあると思う」が 7.7%、「時々あると思う」が 38.0%、「あまりないと思う」が 30.5%、「全くないと思う」が 3.7%となっています。

どのような時に差別や偏見があると思うかを尋ねたところ、「近所づきあいで」が 47.8%、「仕事や職場で」が 42.1%となっています。

生活習慣の違いや、言葉の行き違いなどが差別につながることがあります。互いの違いを前提にしながら、良好な関係性を構築することが大切です。

【外国人市民に対する差別偏見】

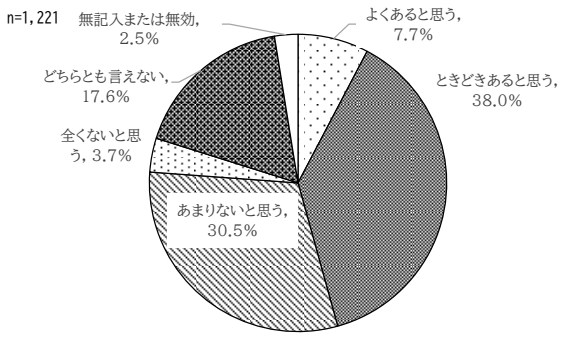

【外国人市民に対する差別偏見を感じるとき】

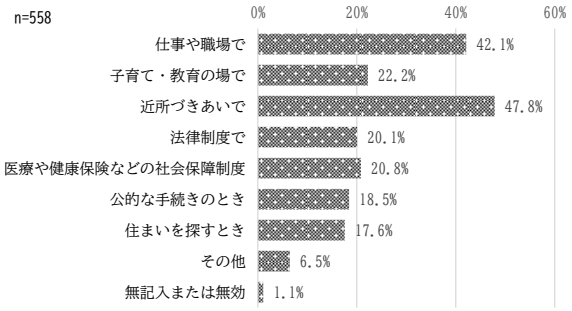

③　市民アンケート　外国人市民の生活に関する意識等

外国人市民 500 人を無作為抽出し、市民アンケート調査を実施し、184 人から回答がありました。

年齢は、「30～39 歳」が 28.8%と最も多く、「18～29 歳」が 28.3%、「40～49 歳」が 22.8%となっています。

【回答者の年齢別人数と割合】

全体	18～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	無記入または無効
184 人	52 人	53 人	42 人	19 人	13 人	4 人	1 人
100.0%	28.3%	28.8%	22.8%	10.3%	7.1%	2.2%	0.5%

【回答者の国籍別人数と割合】

全体	フィリピン	ベトナム	中国	ブラジル	タイ	インドネシア	韓国	ネパール	スリランカ	その他の国や地域
184 人	23 人	25 人	27 人	24 人	9 人	20 人	5 人	8 人	3 人	40 人
100.0%	12.5%	13.6%	14.7%	13.0%	4.9%	10.9%	2.7%	4.3%	1.6%	21.7%

前回調査との差では、「18～29 歳」が 50.0 ポイントの減少と最も大きく、「40～49 歳」が 17.6 ポイントの増加、「30～39 歳」が 17.5 ポイントの増加となっています。

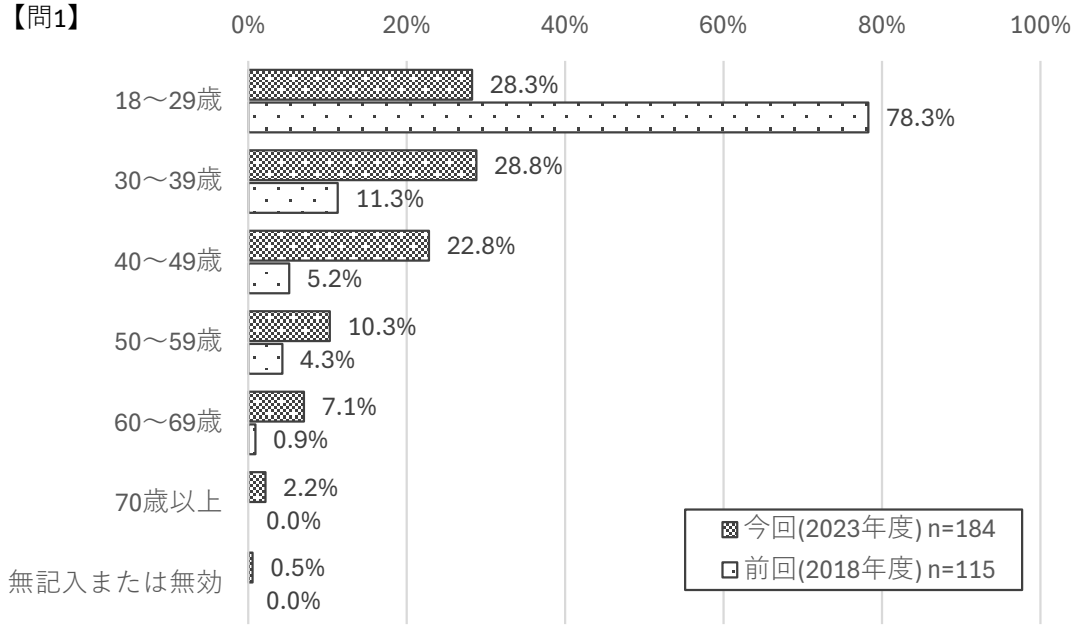

出身国や地域は、「中国」が 14.7%と最も多く、次いで「ベトナム」が 13.6%、「ブラジル」が 13.0%となっています。

前回調査との差では、「インドネシア」が 54.3 ポイントの減少と最も大きく、「中国」「ブラジル」が同ポイントで 12.1 ポイントの増加、「フィリピン」が 10.8 ポイントの増加となっています。

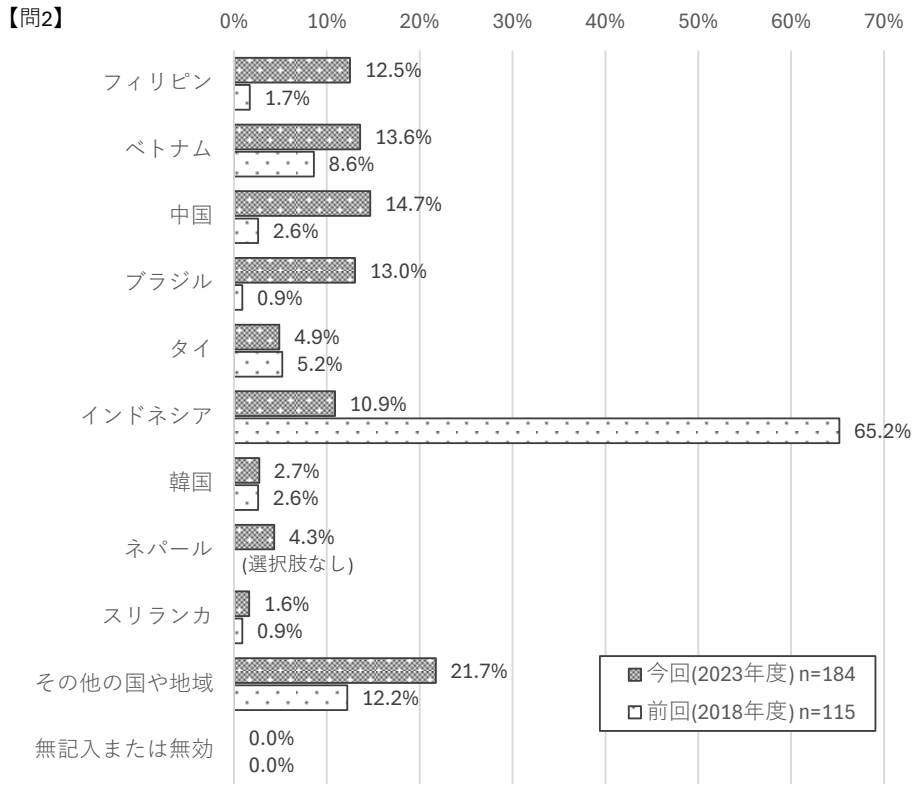

親しい日本人がいるか尋ねたところ、「こまった時に相談できる人がいる」が 38.0%で最も多く、次いで「あいさつをする人がいる」が 34.8%でした。一方、「日本人とのつき合いはない」も 22.3%となっています。

「日本人とのつき合いはない」と回答した外国人市民を在留資格別でみると、技能実習が 41.7%と最も多くなっています。

【親しい日本人がいるか】

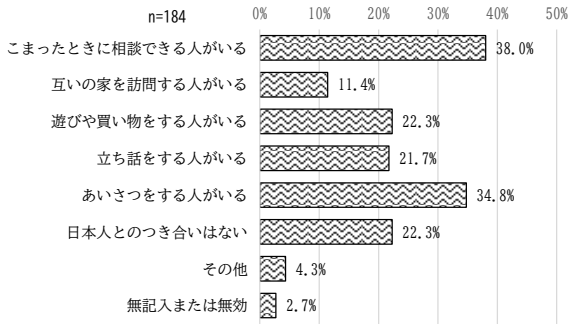

【問 20】親しい日本人

下段:% 属性別 s 全体	こまったときに相談できる人がいる	互いの家を訪問する人がいる	遊びや買い物をする人がいる	立ち話をする人がいる	あいさつをする人がいる	日本人とのつき合いはない	その他	無記入または無効
外国人市民全体	184	70	21	41	40	64	41	8	5
	157.6%	38.0%	11.4%	22.3%	21.7%	34.8%	22.3%	4.3%	2.7%
永住者	54	22	8	10	16	20	11	3	1
	168.5%	40.7%	14.8%	18.5%	29.6%	37.0%	20.4%	5.6%	1.9%
定住者	37	15	8	8	12	12	10	1	2
	183.8%	40.5%	21.6%	21.6%	32.4%	32.4%	27.0%	2.7%	5.4%
技能実習	36	11	0	6	3	9	15	2	0
	127.8%	30.6%	0.0%	16.7%	8.3%	25.0%	41.7%	5.6%	0.0%
上記以外の在留資格	47	17	4	13	7	21	5	2	1
	148.9%	36.2%	8.5%	27.7%	14.9%	44.7%	10.6%	4.3%	2.1%
答えたくない	2	1	1	2	0	1	0	0	0
	250.0%	50.0%	50.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無記入	8	4	0	2	2	1	0	0	1
	125.0%	50.0%	0.0%	25.0%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%

日本人との交流について尋ねたところ、「積極的に交流したい」が34.2%、「機会があれば交流したい」が50.0%、「あまり交流したくない」が 9.2%、「交流したくない」が1.6%となっています。

【日本人市民との交流意向】

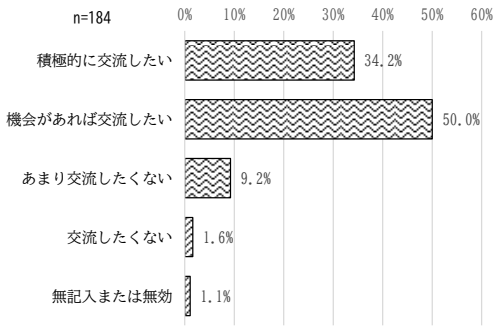

どんな交流をしたいか尋ねたところ、「日本の文化や言語を学びたい」が 56.1%で最も多く、次いで「通訳や翻訳のサポートを受けたい」が27.7%、「趣味やスポーツで交流したい」が25.8%、「自分の国や地域の文化や言語・習慣を紹介したい」が21.3%となっています。

【日本人市民とどんな交流をしたいか】

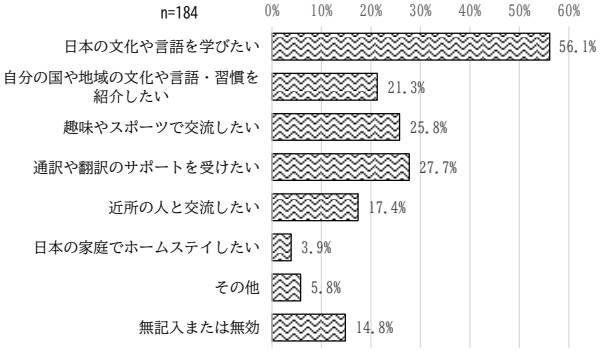

外国人市民が気軽に地域活動に参加し、日本人市民とあるいは外国人市民相互と交流できる機会をこれまで以上に増やしていくことが求められています。また、外国人市民が主体的に、多文化を日本に紹介する機会を増やすことも大切です。

【日本人市民とのトラブルの経験】

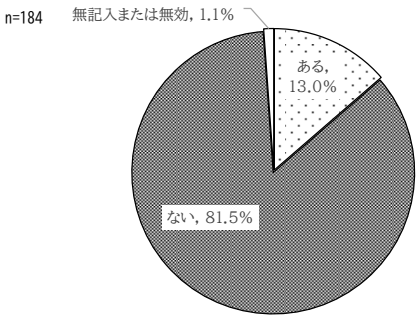

普段の生活で、日本人とトラブルになったことを尋ねたところ、「ある」が13.0%、「ない」が81.5%となっています。

外国人市民にとって土浦市がもっと暮らしやすいまちになるために、行政が何をすればよいか尋ねたところ、「情報の多言語化」が25.5%で最も多く、次いで「外国人市民相談窓口の設置」が 22.8%、「日本語学習の支援」が 19.6%となっています。

言語・情報の支援をこれまで以上にすすめていくことが求められています。

【土浦市がもっと暮らしやすいまちになるための方策】

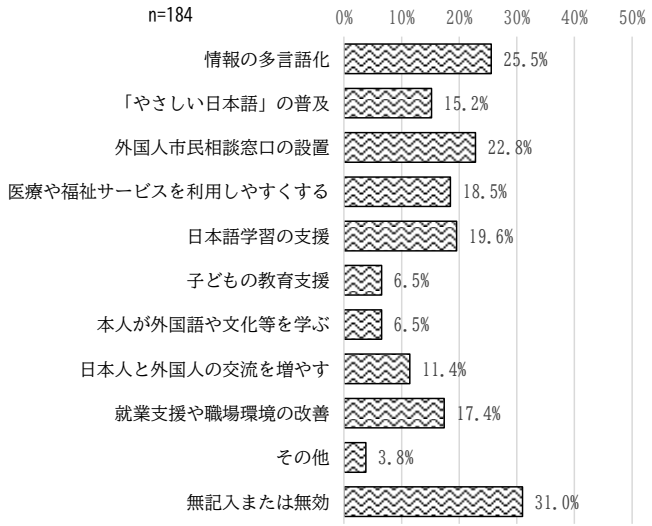

④　市民アンケート　地区長の外国人等に対する意識等

地区長を対象に同調査を実施し、164 人から回答がありました。

町内に外国人市民が「いる」と回答したのは 77.6%、「いない」は 15.0%でした。

町内に外国人市民がいると回答した地区長に、外国人市民の方々は、町内の行事で交流しているかを尋ねたところ、「している」が 40.4%、「していない」が 50.9%でした。

【町内に外国人市民がいるか】

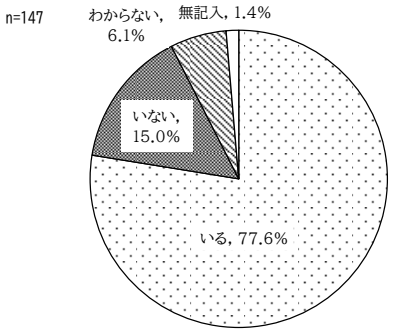

【外国人市民と交流をしているか】

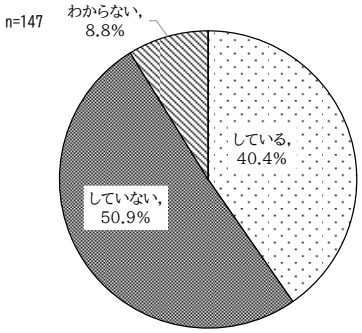

交流の内容は、「お祭りや清掃活動などの町内会活動」が 89.1%となっています。

交流が始まっている地域では、外国人市民との交流が根付き始めていることがわかります。今後は、外国人市民との交流に乏しい地域に、交流のノウハウを伝えることが必要です。

【外国人市民との交流の内容】

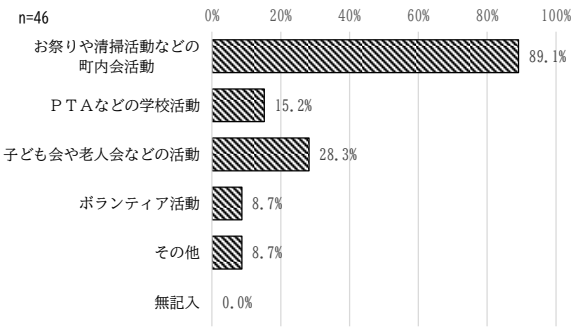

【外国人市民が増えていることへの感じ方】

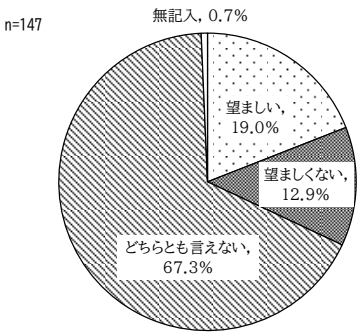

地域に外国人市民が増えている現状をどのように感じるかを尋ねたところ、「望ましい」が 19.0%、「望ましくない」が 12.9%、「どちらとも言えない」が 67.3%となっています。

これまでに地域に住む外国人市民とトラブルがあったかどうか尋ねたところ、「これまでにトラブルはない」が 59.2%、「ゴミ出しなど生活ルールに関すること」が 28.6%、「物音や騒音に関すること」が 14.3%となっています。

【外国人市民とのトラブルの経験】

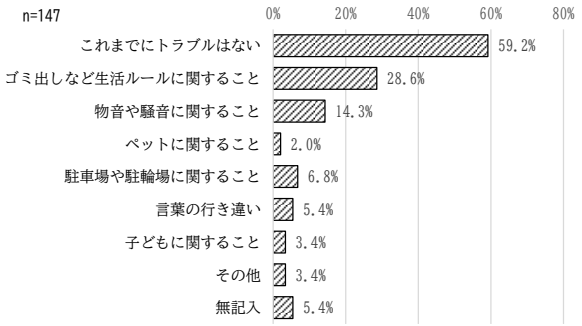

災害時に外国人市民と一緒に避難する場合、どのようなことが問題になると思うかを尋ねたところ、「言葉が通じない」が 67.3%で最も多く、次いで「避難先で団体生活ができるかわからない」が 55.1%、「日本の習慣が理解されない 」が 42.9%、「お互いの考えが分からない」が 39.5%となっています。

【災害避難時に懸念すること】

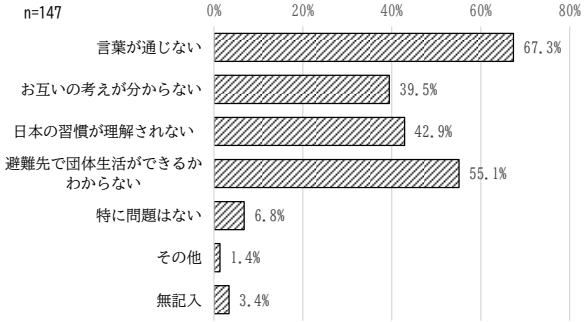

日常生活上のトラブル防止には、生活習慣の違いや、ごみの分別の仕方などは、多言語ややさしい日本語等の活用などで相互に理解ができるようにすることが必要です。また、日常生活で相互理解が進むことで、災害時の対応等も円滑に進められると考えられます。

出前講座「ゴミの出し方」（地域ふれあい事業）

地域でともに暮らすために、外国人市民に必要なことを尋ねたところ、「生活ルールを守る」が78.9%で最も多く、次いで「日本の文化や習慣を理解する」が53.1%、「日本語を理解できる」が42.2%、「町内会や地域の活動に参加する」が40.1%となっています。

【地域でともにくらすために外国人市民に必要なこと】

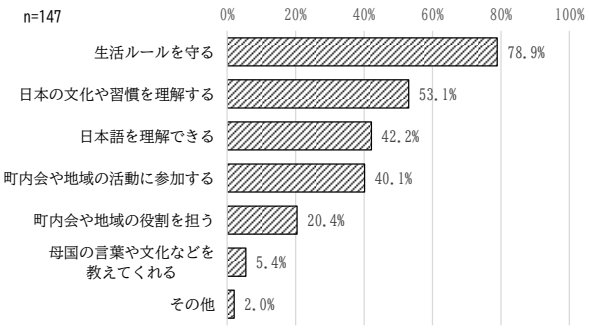

外国人市民が地域でともに暮らすために、日本人や地域に必要なことを尋ねたところ、「外国人市民に対する差別や偏見を持たない」が69.4%で最も多く、次いで「あいさつなど声をかけ合う」が55.1%、「生活習慣やルールなどを教える」が54.4%となっています。

【地域でともにくらすために日本人市民に必要なこと】

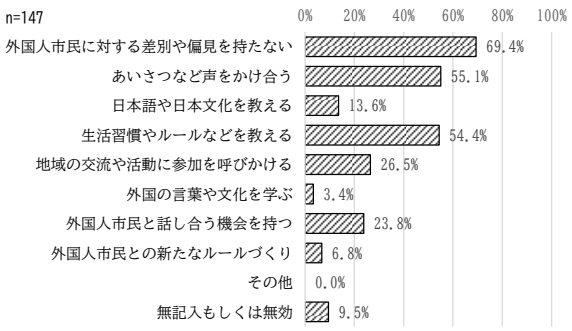

町内会等、日常的に外国人市民が生活する場での交流がすすむことで、暮らしやすいまちになることが期待されます。

1.3　第１期プランの評価

1.3.1　計画の進行管理について

現行プランの展開にあたって、進行状況や課題を客観的かつ計画的に把握するため、評価基準を定め、各担当課による自己評価を基に事業評価をしています。

評価の基準は以下の 5 段階としています。

【評価の基準】

A：計画通りに進捗し、所期の目的を達成したため、終了した
B：計画通りに進捗しており、今後も現在の取組を継続する
C：計画通りの進捗が認められるが、見直す点もある
D：進捗が十分とは認められないことから、今後更なる工夫や努力を要する
E：未着手・未実施

1.3.2　事業の取組状況について

プランの推進施策 55 事業のうち、事業を実施したものが 54 事業、未実施が 1 事業となっています。また、進行達成度については「計画通りに進捗し、所期の目標を達成したため、終了した」は 0、「計画通りに進捗しており、今後も現在の取組を継続する」は 41 事業で 74.5%、「計画通りの進捗が認められるが、見直す点もある」は 11 事業で 20.0%、「進捗が十分とは認められないことから、今後更なる工夫や努力を要する」が 2 事業で 3.7%、「未着手・未実施」が 1 事業で 1.8%となっています。

なお、「計画通りに進捗し、所期の目標を達成したため、終了した」が０の理由として、計画どおりに進捗している事業は、事業効果が見込めるため、現在も事業を継続して行っているためです。

後期計画策定時において、約 2 割が未実施であったものが、未着手は 1 事業となっており、今後とも、計画事業を着実に進め、近年の社会経済情勢の変化に対応し、外国人市民との共生社会の実現に向けた環境整備を推進します。

【令和５年度各施策の進捗状況】

基本理念	基本目標	施策の柱	施策のテーマ	A：計画通りに進捗し、所期の目的を達成したため、終了した	B：計画通りに進捗しており、今後も現在の取組を継続する	C：計画通りの進捗が認められるが、見直す点もある	D：進捗が十分とは認められないことから、今後更なる工夫や努力を要する	E：未着手・未実施	合計
市民協働による多文化共生のまちづくり	外国人市民と日本人市民が共有し合うまちづくり	コミュニケーション支援	情報の多言語化・「やさしい日本語」化		7				7
			日本語学習支援		2				2
			日本社会についての学習支援		1	1			2
	外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり	生活支援	地域・日常生活の支援		3	1			4
			学ぶ・働く場での支援		10				10
			安心・安全のための支援		7	3	1	1	12
	外国人市民と日本人市民の「個性」を大切にするまちづくり	多文化共生の地域づくり	多文化共生意識の啓発		5				5
			外国人市民の自立と地域社会への参画			2	1		3
	多様性を活力に生かすまちづくり	多文化共生の推進体制の整備	市民・団体・企業等との連携・協働		3	3			6
			計画の推進体制の整備		3	1			4

1.3.3　土浦市の国際化推進の取り組み

①　姉妹都市との交流

アメリカ合衆国カリフォルニア州パロアルト市とは、平成２１（２００９）年姉妹都市となりました。

これまでに、両市の中学生がホームステイをしながら学校訪問などを行う中学生交流事業や、かすみがうらマラソン大会における招待選手との交流、パロアルト市で開催された「日本／土浦まつり」への市民訪問団派遣など、さまざまな分野で交流を行っています。

令和元（２０１９）年には、姉妹都市締結 10 周年記念として、パロアルト市民訪問団を迎え、両市は共同宣言を交わしました。

令和６（２０２４）年には、姉妹都市締結 15 周年記念として、パロアルト市へ訪問団を派遣し、更なる交流の深化を図ります。

中学生交換交流事業（パロアルト市）

②　友好都市との交流

昭和４（１９２９）年、飛行船ツェッペリン号が世界一周の途上、土浦に飛来したことを契機に、飛行船製造地のドイツ連邦共和国バーデンヴェルテンブルグ州フリードリッヒスハーフェン市と友好都市となっています。

③　友好交流都市との交流

台湾・台南市は、本市と「自転車・れんこん・花火」という共通点を持つことをきっかけに、令和５（２０２３）年４月に友好交流協定を締結いたしました。

令和５年度には、訪問団の派遣を行うなど、観光、教育、経済など様々な分野での連携に向けて取り組んでいます。

④　土浦市国際交流協会の活動

土浦市国際交流協会は、平成４（１９９２）年に設立されました。

現在は、国際交流事業部会、姉妹都市及び友好都市交流事業部会、多文化共生事業部会、広報部会の４部会が置かれ、日本語ボランティア養成、地域の外国人市民と日本人市民の交流、中学生交換交流（ホームステイ）など、各種事業を活発に展開しています。

1.3.4　今後の課題

①　コミュニケーションに関する課題

・外国人市民アンケートの結果、日本語習熟度で「日常会話ができる」外国人市民は50.5%となっているなど、本市には、日本語を十分に理解できない外国人市民も多く居住するほか、外国人市民の多国籍化により、地域の実情に応じた言語や「やさしい日本語」での情報提供を推進する必要があります。

初級日本語講師養成講座

・多言語翻訳技術の高度化、社会実装が進む中、ＩＣＴを活用し、多言語対応を図ることも期待されています。

・外国人市民が行政手続きを行う際の多言語対応及び「やさしい日本語」での対応、さらに日常生活での困り事を相談する際の窓口の周知等も課題となっています。

・外国人市民が日本人市民とともに日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備を図るため、文化や習慣に対する相互理解の促進や、 ボランティア養成を含め日本語教育を推進することが必要です。

②　生活に関する課題

・日本語指導が必要な児童生徒が増加する中、外国人の子どもの就学促進や教育環境の整備が必要です。外国籍児童生徒の中には、同世代と比べて日本語の習得が十分でなかったり、学校からの通知などが保護者に十分理解されなかったりするなど、学校生活上の困難を抱えている場合があり

ます。また、家庭の事情などから学校に通わない子どもも存在するようです。そのため、就学の働きかけや、各主体が連携して取り組む必要があります。

・外国人労働者の労働環境を確保することが求められています。

・激甚化する気象災害をはじめとする災害、新型コロナウイルス感染症等に備えた外国人対応を進めることが必要です。

・外国人市民の増加に伴い、医療・保健サービス、子ども・子育て及び福祉サービスについて、多言語対応を図ることが必要です。

③　意識啓発と社会参画に関する課題

・市民アンケートによれば、外国人市民と「付き合いはない」と回答した日本人市民が約 7 割を占めています。一方、今後の外国人市民との交流の意向では約 4 割の人が「積極的に交流したい」、「機会があれば交流したい」と回答しています。外国人市民が増加することに対して「望ましくない」と回答した人の理由では「治安が悪化するから」が 67.7%、「トラブルやもめごとが増えるから」が 67.1%となっている一方で、地域に住む外国人市民との「トラブルはない」という回答が 75.4%となっています。この様なことから、外国人市民に対する理解を増進していく必要があります。

・ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」を見据えて、多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを充実するための 環境を整備することが期待されています。

・外国人市民の年齢構成が若いこと等を踏まえ、地域社会において、外国人市民がその担い手となる取組を推進することが求められます。

・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成２８年法律第 68 号）に基づき、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けて、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発等に努めることが必要です。

④　地域活性化の推進やグローバル化に関する課題

・人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、地域の活性化を通じて、持続可能な地域づくりを推進するため、外国人市民と連携・協働を図ることが求められています。

・急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたらすため、外国人市民の知見やノウハウの活用を図ることが期待されています。

1.4　プランの位置づけ

本プランは、本市まちづくりの指針である『第９次土浦市総合計画』の基本目標 5「多様性を認め合い、包容力を育むまちづくり」を推進するための分野別計画として策定するものです。

また、総務省において、令和２（２０２０）年９月に改訂した「地域における多文化共生推進プラン」を踏まえ、本市の実情に応じて、プランを策定し、多文化共生の推進に係る目標や施策の方向性を定めるものです。

1.5　計画期間

本プランの計画期間は、令和７（２０２５）年度から令和１６（２０３４）年度までの 10 年間とします。期間を 5 年ごとに前期と後期に分け、社会経済情勢の変化に応じ、必要に応じた見直しを検討します。

令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度	令和 9（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度	令和 12（2030）年度	令和 13（2031）年度	令和 14（2032）年度	令和 15（2033）年度	令和 16（2034）年度
第 2 期土浦市多文化共生推進プラン									
前期計画					後期計画				

第２章　プランの概要

2.1　基本理念

市民協働による多文化共生のまちづくり

土浦市における多文化共生の考え方や方向性を端的に示すものとして、「市民協働による多文化共生のまちづくり」を、第２期土浦市多文化共生推進プラン（以下本プランという）の基本理念とし、市民・地域・市の共通の目標としていきます。

2.2　基本目標と施策の柱

2.2.1　基本目標Ⅰ

外国人市民と日本人市民がわかりあえるまちづくり

《施策の柱》コミュニケーション支援

外国人市民が生活していくうえで必要な情報を多言語や「やさしい日本語」などで対応するとともに、地域社会で孤立しないようなコミュニケーション支援を行います。

日本人市民も、スマートフォンのアプリケーションや小型翻訳装置をはじめＩＣＴを積極的に活用し、多言語での対応ができるようにします。

外国人市民が日本の文化や習慣などについて学習するための支援の充実を図るとともに、日本人市民も、それぞれの国や地域の生活習慣等を理解し、お互いがわかりあえるまちづくりをすすめます。

2.2.2　基本目標Ⅱ

外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり

《施策の柱》生活支援

外国人市民が日本人市民と同様に、地域社会で安心して暮らせるように、地域・日常生活の支援、学ぶ・働く場での支援、安心・安全のための支援など、生活場面に根ざした支援を図ります。

外国人市民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒やその保護者が増加するなかで、教育環境の整備や相談先の充実が必要です。

また、外国人住民の増加に伴い、医療・保健サービス、子ども・子育て及び福祉サービスについて、多言語対応を図ります。

気象災害や感染症の流行等が発生した時に、外国人市民も安心できるよう対応を進めます。

2.2.3　基本目標Ⅲ

多様な文化を尊重し、共に支えあうまちづくり

《施策の柱》多文化共生の地域づくり

外国人市民と日本人市民が、お互いの文化や習慣の「ちがい」を尊重しながら地域で暮らしていけるよう、多文化共生についての意識の醸成を図ります。

人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、地域の活性化を通じて、持続可能な地域づくりを推進するため、外国人住民と連携・協働を図ります。

また、急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたらすため、外国人市民の知見やノウハウの活用を図ることが求められています。

国際理解教室

多国語講座

2.3　目標指標

第２期プランについては、基本理念を実現するために、3 つの数値目標を設定します。

目標指標１

調査項目	前回調査（%）（令和元年度）	今回調査（%）（令和５年度）	目標値（%）（令和１１年度末）
日本人市民が外国人市民と交流したい意向	56.7	47.5	60 以上

外国人市民との交流を持ちたい日本人市民は 47.5%で、前回調査より 9.2%低下していることから、本プランの推進を図ることで、令和 11 年度末の目標値を 60％以上と設定します。

目標指標２

調査項目	**前回調査（%）（令和元年度）**	**今回調査（%）（令和５年度）**	**目標値（%）（令和１１年度末）**
外国人市民が日本人市民と交流したい意向	94.0	84.2	現状維持

日本人市民との交流を持ちたい外国人市民は 84.2%で、日本人市民の調査結果と比較して高い数値を維持しているものの、前回調査より 9.8%低下と、減少傾向にあることから、本プランの推進を図ることで、令和 11 年度末の目標値を現状維持と設定します。

目標指標３

調査項目	**前回調査（%）（令和元年度）**	**今回調査（%）（令和５年度）**	**目標値（%）（令和１１年度末）**
日本人市民の「多文化共生」の認知（「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した人の割合）	27.8	35.4	45 以上

多文化共生の認知について、よく知っている、ある程度知っている日本人市民は、35.4％で、前回の調査より 7.6%増加となっており、本プランの推進を図ることで、令和 11 年度末の目標値を 45%以上と設定します。

2.4　施策の体系

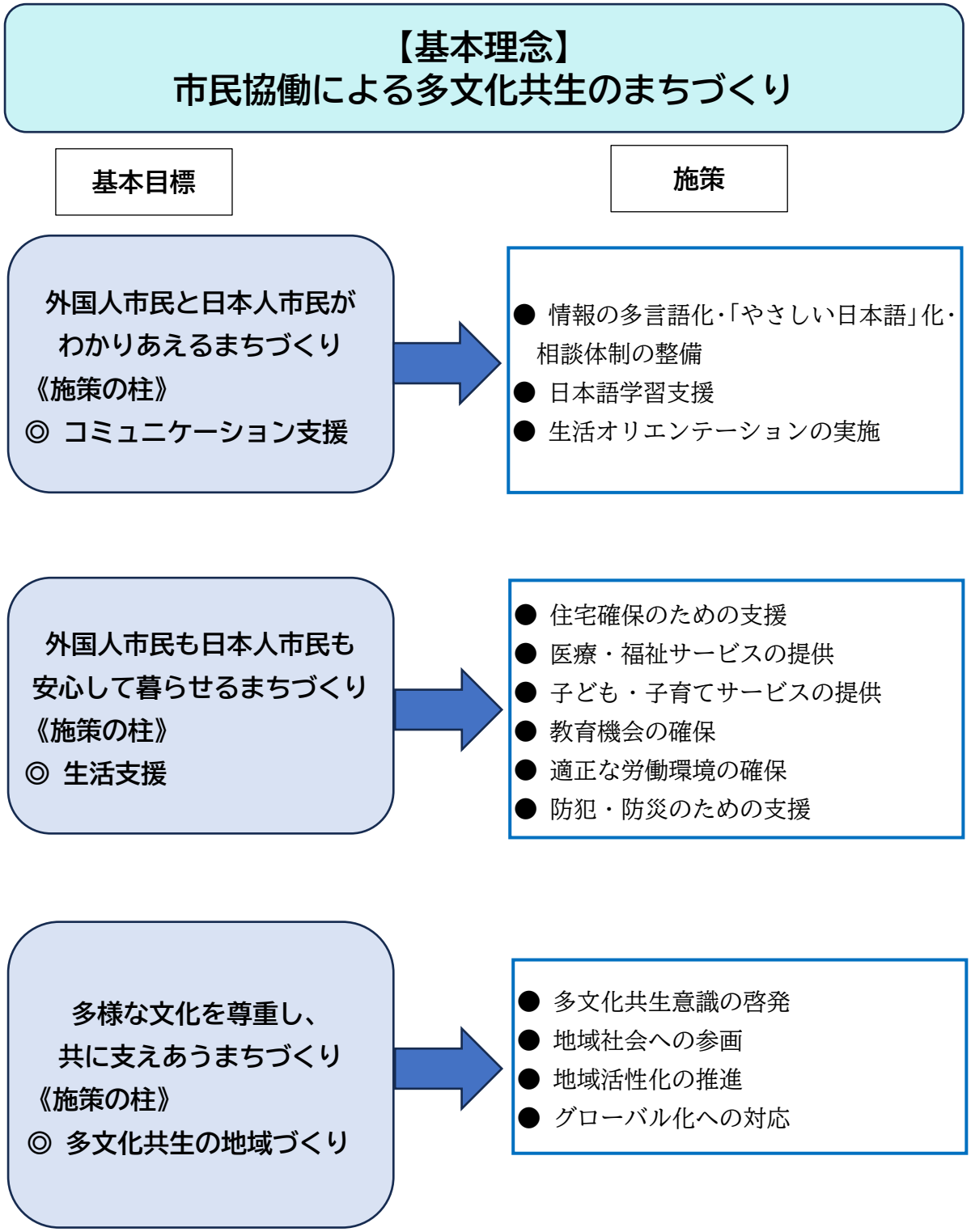
【基本理念】
市民協働による多文化共生のまちづくり
基本目標
施策
外国人市民と日本人市民が
わかりあえるまちづくり
《施策の柱》
◎ コミュニケーション支援
● 情報の多言語化･「やさしい日本語」化･
相談体制の整備
● 日本語学習支援
● 生活オリエンテーションの実施
外国人市民も日本人市民も
安心して暮らせるまちづくり
《施策の柱》
◎ 生活支援
● 住宅確保のための支援
● 医療・福祉サービスの提供
● 子ども・子育てサービスの提供
● 教育機会の確保
● 適正な労働環境の確保
● 防犯・防災のための支援
多様な文化を尊重し、
共に支えあうまちづくり
《施策の柱》
◎ 多文化共生の地域づくり
● 多文化共生意識の啓発
● 地域社会への参画
● 地域活性化の推進
● グローバル化への対応

基本目標 Ⅰ	外国人市民と日本人市民がわかりあえるまちづくり	
施策の柱	コミュニケーション支援	
施策のテーマ	推進する施策	
・情報の多言語化 ・「やさしい日本語」化 ・相談体制の整備	1.多言語版生活情報の発信及びガイドブックの発行	
	2.やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供	★
	3.市や国際交流協会ホームページでの多言語による情報発信	
	4.各種申請書、案内通知などの多言語化	
	5.各種サインのユニバーサル化の推進	
	6.様々な場面での多言語サービスの拡充及びやさしい日本語の利用促進	
	7.通訳・翻訳ボランティアの確保及び育成	
	8.外国人市民相談窓口の設置	
	9.外国人市民相談業務における他自治体や団体とのネットワーク構築	
	10.翻訳機器・アプリケーションの普及促進	★
日本語学習支援	11.日本語教育の推進	
	12.日本語ボランティア教師の確保及び育成	
生活オリエンテーションの実施	13.外国人市民のための生活オリエンテーションの実施	
	14.企業などとの連携による日本社会への理解促進	

★ 新規･拡充する施策

基本目標 Ⅱ	外国人市民も日本人市民も 安心して暮らせるまちづくり	
施策の柱	生活支援	
施策のテーマ	推進する施策	
住宅確保のための支援	15.住宅関連情報の提供による居住支援	
	16.住居入居後のオリエンテーション情報の提供	★
	17.公営住宅の居住支援	
医療･福祉サービスの提供	18.多言語による医療・保健・福祉制度の周知及び加入促進	
	19.外国人市民が安心して医療機関を利用できる体制づくり	
	20.外国人市民にも分かりやすい各種相談窓口の充実	
	21.感染症に関する多言語の情報提供	★
子ども･子育てサービスの提供(新規)	22.多言語による子ども・子育てサービス情報の周知	★
	23.子ども・子育てサービス提供時の多言語化の支援	★
	24.幼児教育・保育制度の周知・多文化対応	★
教育機会の確保	25.就学状況の把握	★
	26.就学案内などの多言語による情報提供	
	27.不就学や学齢を経過した外国人の子供への対応	★
	28.外国人児童生徒への日本語学習支援	
	29.外国人児童生徒への進路指導・キャリア教育支援	★
	30.外国人児童生徒の保護者に対する情報提供の充実	
	31.図書館の多文化共生資料の充実	
適正な労働環境の確保	32.関係機関との連携による就業支援や情報提供	
	33.関係機関との連携による起業支援	
	34.外国人市民の就業や就業環境に関する意識啓発	
	35.外国人市民を雇用している企業との連携	
防犯･防災のための支援	36.外国人市民向け防犯・交通安全教室の開催	
	37.多言語による防犯・交通安全情報の提供	
	38.火災・救急時の多言語での対応	
	39.多言語による防災マップの作成	
	40.外国人市民への防災・災害対応における意識啓発	
	41.災害時における情報の多言語化	
	42.災害時の外国人市民支援体制の整備	
	43.災害時に対応できる人材の確保及び育成	

★ 新規･拡充する施策

基 本 目 標 Ⅲ	多様な文化を尊重し、共に支えあうまちづくり	
施 策 の 柱	多文化共生の地域づくり	
施策のテーマ	推進する施策	
多文化共生意識の啓発	44.海外との交流の促進	★
	45.国際理解教育の推進	★
	46.外国語学習機会の提供	
	47.市民や市職員に対する多文化共生の意識啓発	★
地域社会への参画	48.外国人市民の機能別消防団取組への検討	
	49.外国人市民の地域社会への参画促進	
	50.多文化共生を推進するキーパーソンの育成	
地域活性化の推進	51.外国人市民の視点や発想を取り入れる機会の確保	★
	52.留学生を受け入れている大学との連携事業の促進	
グローバル化への対応	53.外国人市民の活躍機会の創出	★
	54.国際交流協会会員の育成及び活躍	★

★ 新規･拡充する施策

第３章　施策の展開

3.1　基本目標Ⅰ
外国人市民と日本人市民がわかりあえるまちづくり
≪施策の柱≫　コミュニケーション支援

●情報の多言語化・「やさしい日本語」化・相談体制の整備

No.1	多言語版生活情報の発信及びガイドブックの発行	
取組内容	○住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等について、理解しやすい表現に置き換える「やさしい日本語」を含め、多言語での情報提供を行います。 ○ホームページや「外国人生活ガイドブック」など、外国人市民の日常生活に必要な情報の充実を図ります。 ○日本語が分からない外国人市民にも分かりやすい情報を伝えるための方法を今後、研究します。	
主な取組		実施主体
1	市ホームページでの多言語による情報提供	広報広聴課・関係各課
2	「外国人生活ガイドブック」の充実	市民活動課
3	行政情報等の多言語化の促進	市民活動課・関係各課

No.2	やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供【拡充】	
取組内容	○多言語によるごみの出し方、市営住宅の案内、観光ガイドマップ、健診・医療、子育てに関する情報などの各種パンフレットなどを作成し、外国人市民に必要な情報提供を行います。 ○外国人市民のライフスタイルに合わせた広報に取り組みます。 ○市ホームページに多言語版の「しげんとごみのだしかた」を説明する動画を掲載し、外国人市民のごみ出しに必要な情報の充実を図ります。	
主な取組		実施主体
1	生活に関する多言語での情報発信	市民活動課・環境衛生課・保健福祉部各課・こども未来部各課・住宅営繕課・関係各課
2	観光に関する多言語での情報発信	商工観光課
3	子育てアプリを活用した多言語化での情報発信	こども政策課
4	多言語化による保育所・児童クラブ入所支援	保育課
5	感染症対応に関する多言語化した情報発信	健康増進課
6	多言語版「しげんとごみのだしかた」の充実	環境衛生課

No.3	市や国際交流協会ホームページでの多言語による情報発信	
取組内容	○多言語に対応したホームページやモバイル版ホームページなどの実施及び充実を図ります。 ○外国人市民向けのやさしい日本語の使用と多言語による分かりやすい情報提供の充実を図ります。 ○国、県、関係機関等で提供している多言語情報を積極的に発信します。	
主な取組		実施主体
1	ホームページでの多言語による情報提供	広報広聴課･関係各課･土浦市国際交流協会

No.4	各種申請書、案内通知などの多言語化	
取組内容	○各種申請書や案内通知などの多言語化やふりがな、理解しやすい表現に置き換える「やさしい日本語」の使用など、窓口対応の充実を図ります。	
主な取組		実施主体
1	各種申請書や案内パンフレット等の翻訳	市民活動課･各公民館･市民課･保健福祉部各課･こども未来部各課･住宅営繕課･学務課･生涯学習課･図書館･各学校･関係各課

No.5	各種サインのユニバーサル化の推進	
取組内容	○公共施設や観光案内板、外国人市民が多く利用する場所の案内看板の多言語化、ローマ字併記、ピクトグラム（絵文字）の利用を推進します。 ○日本語看板の多言語化、ローマ字併記の促進を図ります。 ○公共施設案内パンフレットの多言語化を行います。	
主な取組		実施主体
1	公共施設案内表示の多言語化の促進	都市計画課･関係各課
2	公共施設パンフレットの外国語表記	各施設管理課

No.6	様々な場面での多言語サービスの拡充及びやさしい日本語の利用促進	
取組内容	○外国語を話せない日本人市民と日本語を話せない外国人市民の双方のコミュニケーションを成立させるために、さまざまな場面で、多言語化及び「やさしい日本語」を推奨していきます。 ○庁内各窓口に多言語翻訳機を順次、配備するとともに、通訳職員や電話通訳のサービスを有効活用します。	
主な取組		実施主体
1	多言語化及び「やさしい日本語」の利用促進	市民活動課・各公民館・市民課・保健福祉部各課・こども未来部各課・住宅営繕課・学務課・生涯学習課・図書館・各学校・関係各課
2	翻訳機や電話通訳を利用したサービス提供	市民活動課・関係各課
3	窓口対応への通訳職員の派遣	市民活動課

No.7	通訳・翻訳ボランティアの確保及び育成	
取組内容	○国際交流ボランティア登録者を増やし、多言語対応を進めます。 ○ボランティアを育成し、活用の場を増やします。 ○医療通訳など、専門性が高いものについては、ボランティアが関わるべき内容の研究や育成方法の検討を行います。 ○土浦市社会福祉協議会ボランティアセンターと連携し、通訳・翻訳ボランティア登録者の増員を図ります。	
主な取組		実施主体
1	通訳・翻訳ボランティアの確保及び育成	市民活動課・土浦市国際交流協会・社会福祉協議会

No.8	外国人市民相談窓口の設置	
取組内容	○外国人市民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、外国人住民の生活相談のための窓口の設置を検討します。 ○外国人市民が来庁した際、通訳職員を派遣し、窓口手続きのサポート体制の充実を図ります。	
主な取組		実施主体
1	外国人市民相談窓口の設置	市民活動課・土浦市国際交流協会
2	通訳職員の派遣による窓口対応	市民活動課

No.9	外国人市民相談業務における他自治体や団体とのネットワーク構築	
取組内容	○外国人市民相談業務を実施している県国際交流協会や他の自治体、団体等との連携を図り、相談業務の充実を図ります。 ○外国人市民が相談を必要としている内容について、外国人市民のニーズを把握し、関連機関と連携した対応に努めます。	
主な取組		実施主体
1	関係機関と連携した相談事業等のＰＲ	市民活動課･広報広聴課

No.10	翻訳機器・アプリケーションの普及促進【新規】	
取組内容	○ＩＣＴを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等を活用し、必要な多言語対応の体制を整備します。	
主な取組		実施主体
1	翻訳機器・アプリケーションの普及促進	市民活動課･関係各課

●日本語学習支援

No.11	日本語教育の推進	
取組内容	○日本語教室の開催場所・日時に配慮して、教室の開催や参加者の増加を図ります。 ○地域のボランティアを活用し、中学校区ごとの公民館を拠点とした日本語教室を開催し、外国人市民のニーズに応えます。	
主な取組		実施主体
1	日本語教室の開催	市民活動課･土浦市国際交流協会･土浦ユネスコ協会

No.12	日本語ボランティア教師の確保及び育成	
取組内容	○日本語ボランティア養成講座などを通じて、より多くの日本語学習支援者を確保するとともに、個々のスキルアップを図り、活用の場を増やします。 ○団塊の世代やシルバー世代の定年後における生活の趣味・生きがいづくりなど、新たな日本語ボランティア教師の確保を図ります。 ○多様化する学習者のニーズに対応するため、レベルアップを図る講座の見直しを行います。	
主な取組		実施主体
1	日本語ボランティア教師の確保及び育成	市民活動課･土浦市国際交流協会

●生活オリエンテーションの実施

No.13	外国人市民のための生活オリエンテーションの実施	
取組内容	○住民登録時などの機会を利用して、外国人生活ガイドブックの周知とともに、市が行う各種事業や施設などについて案内を行います。 ○住民登録時などの機会を利用して、ごみ出しのルールなどについて周知を行います。 ○日本語教室の開催時に合わせて、オリエンテーションを実施し、日本社会の習慣等について学習する機会を提供します。	
主な取組		実施主体
1	外国人市民のための生活オリエンテーションの実施	市民活動課・土浦市国際交流協会・土浦ユネスコ協会・市民課・環境衛生課・国保年金課・関係各課
2	日本語教室の開催	市民活動課・土浦市国際交流協会
3	地域ふれあい事業	土浦市国際交流協会

No.14	企業などとの連携による日本社会への理解促進	
取組内容	○外国人市民を雇用している企業や団体に、日本語教室の開催や生活オリエンテーションの案内に加え、日本社会のルール（ごみ出し、交通ルールなど）や生活習慣への理解と支援を呼びかけます。 ○市が企業や団体へ職員を派遣して出前講座などを行い、生活習慣の理解促進を図ります。	
主な取組		実施主体
1	企業などとの連携による日本社会への理解促進	市民活動課

3.2　基本目標Ⅱ
外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり
≪施策の柱≫　生活支援

●住宅確保のための支援

No.15	住宅関連情報の提供による居住支援	
取組内容	○不動産の賃貸借の仕組みや住まいを利用する際のルール、ごみの出し方、町内会活動などに関するオリエンテーションの実施や案内の多言語化を図ります。 ○不動産業者や家主から外国人市民に対してアパートやマンションなどの住居を貸す際の課題や問題点を調査し、解決に向けた対策を考えます。 ○住まい探しから入居までを支援する仕組みづくりを調査・検討します。	
	主な取組	実施主体
1	ルールの周知	住宅営繕課・環境衛生課・市民活動課
2	外国人生活ガイドブックによる周知	市民活動課
3	外国人市民への居住支援	住宅営繕課

No.16	住居入居後のオリエンテーション情報の提供【新規】	
取組内容	○家庭ゴミ等の一般廃棄物の取扱い等、地域における生活ルールを巡って、外国人住民と日本人住民との間に起こるトラブルは、生活習慣の差異に起因する場合が多いことから、地域のルール等を外国人住民に周知を行います。 ○市ホームページに多言語版の「しげんとごみのだしかた」を説明する動画を掲載し、外国人市民のごみ出しに必要な情報の充実を図ります。	
	主な取組	実施主体
1	多言語版「しげんとごみのだしかた」の充実	環境衛生課

No.17	公営住宅の居住支援	
取組内容	○公営住宅に関する案内（「入居者のしおり」）の多言語化を図ります。 ○日本の住宅に関する基本情報や慣習についての案内の多言語化を図ります。	
	主な取組	実施主体
1	公営住宅に関する案内の多言語化	住宅営繕課
2	住宅に関する基本情報や慣習についての案内の多言語化	住宅営繕課

●医療・福祉サービスの提供

No.18	多言語による医療・保健・福祉制度の周知及び加入促進	
取組内容	○健康保険や年金制度への理解を促し、加入の促進を図ります。 ○外国人生活ガイドブックの充実や各種制度の多言語による案内の促進を図ります。 ○児童手当など、子育てを支援する各種手当制度の多言語による案内の促進を図ります。 ○子育て支援アプリの一層の活用を図ります。	
主な取組		実施主体
1	多言語による医療・保健・福祉制度の周知及び加入促進	保健福祉部各課・こども未来部各課・市民活動課
2	子育て支援アプリの有効活用	こども政策課

No.19	外国人市民が安心して医療機関を利用できる体制づくり	
取組内容	○日本の健康保険制度や外国語での対応が可能な医療機関の情報などについて多言語での情報提供の充実を図ります。 ○日本語の能力が十分でない外国人市民が、医療機関で受診する際の問題を抽出し、市や医療機関の対策を検討します。 ○医療機関と連携し、外国人市民が病状を伝えやすい資料の配布及び周知を行います。 ○外国語で対応できる医師のいる病院の情報提供を行います。 ○外国人の医療機関受診時の遠隔多言語通訳サービスについて調査研究を行います。 ○病院等の依頼により、医療関係者とのコミュニケーションを容易にするよう通訳や翻訳を支援する医療通訳サポーターの活用を検討します。	
主な取組		実施主体
1	多言語によるメディカルハンドブックの周知	健康増進課・市民活動課
2	外国語で対応できる医療機関（外国人生活ガイドブック）の周知	健康増進課・市民活動課
3	医療機関受診時における遠隔多言語通訳サービスの調査研究	健康増進課
4	医療通訳サポーターの活用	市民活動課

No.20	外国人市民にも分かりやすい各種相談窓口の充実	
取組内容	○医療・保健・福祉に関する多言語での情報の充実を図ります。 ○医療・保健・福祉に関して多言語で相談できる体制を検討します。 ○窓口などでの外国人市民からの問い合わせに対応できる体制づくりを行います。 ○各地区公民館において、日常生活などに関する相談を受けることにより、外国人市民が相談しやすい体制を整えます。	
主な取組		実施主体
1	医療・保健・福祉に関する多言語での情報提供及び相談体制の充実	保険福祉部各課、こども未来部各課、社会福祉協議会
2	公民館における相談体制の充実	各公民館

No.21	感染症に関する多言語の情報提供【新規】	
取組内容	○外国人市民に対して、感染症に関する多言語による情報提供を行います。	
主な取組		実施主体
1	感染症に関する多言語による情報提供	健康増進課

●子ども・子育てサービスの提供

No.22	多言語による子ども・子育てサービス情報の周知【新規】	
取組内容	○外国人住民が、必要とする子ども・子育てのサービスを適切に利用できるよう、サービスの内容や利用の際の手続について、多言語による情報提供を行います。	
主な取組		実施主体
1	多言語による子ども・子育てサービス情報提供	こども未来部各課
2	子育てアプリを活用した多言語化での情報発信	こども政策課
3	多言語化による保育所・児童クラブ入所支援	保育課

No.23	子ども・子育てサービス提供時の多言語化の支援【新規】	
取組内容	○窓口やサービスを提供する現場において、多言語対応を行います。 また、保育における多文化対応にも留意します。 ○多言語対応については、ＩＣＴを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用も検討します。	
主な取組		実施主体
1	子ども・子育てサービス提供時の多言語化の支援	こども未来部各課
2	多言語化による保育所、児童クラブ入所支援(保育所、児童クラブ入所申込の際に渡す案内等、保育所入所申込書等を多言語で作成)	保育課
3	乳幼児健診の問診票の多言語化	こども包括支援課
4	子育てアプリを活用した多言語による支援	こども政策課
5	多言語化による保育所・児童クラブ入所支援	保育課

No.24	幼児教育・保育制度の周知・多文化対応【新規】	
取組内容	○保育所等とも連携しながら、情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人の子どもの幼児教育・保育に取り組みます。	
主な取組		実施主体
1	多言語化による保育所、児童クラブ入所支援（保育所、児童クラブ入所申込の際に渡す案内等、保育所入所申込書等を多言語で作成）	保育課

●教育機会の確保

No.25	就学状況の把握【新規】	
取組内容	○文部科学省による「外国人の子どもの就学状況等調査」において、市立学校への就学が確認できなかった児童生徒の就学状況の把握に努めます。 ○外国人児童生徒が居所不明者にならないように、保育所や定期健診などを通じて実態の把握に努めます。	
主な取組		実施主体
1	市立学校への就学が確認できない児童生徒の保護者に対する就学状況確認調査の実施	学務課
2	保育所や定期健診などを通じた実態把握	こども包括支援課

No.26	就学案内などの多言語による情報提供	
取組内容	○就学案内などの情報における多言語化を図ります。 ○日本の学校教育制度についての情報を、入学前から保護者が入手できるよう多言語での情報発信や就学前説明会を行います。	
主な取組		実施主体
1	就学に関する情報提供	学務課・指導課・市民課
2	保護者向けの情報提供	学務課
3	多言語化による保育所・児童クラブ入所支援	保育課

No.27	不就学や学齢を経過した外国人の子どもへの対応【拡充】	
取組内容	○外国人の子どもが就学の機会を逸することのないよう、不就学や学齢を経過した子どもと保護者に対して就学案内や就学支援などの情報提供を行います。 ○日本の学校教育制度（学校生活、就学支援制度など）についての情報を、保護者が入手できるよう、多言語での情報発信や説明を行います。	
主な取組		実施主体
1	不就学や学齢を経過した子どもと保護者に対して就学案内や就学支援などの情報提供	学務課
2	学校生活等についての多言語による案内	指導課

No.28	外国人児童生徒への日本語学習支援	
取組内容	○市や土浦市国際交流協会が連携して日本語指導及び学習支援の充実を図ります。 ○学校で日本語初期指導の補助を行うボランティアなど、人材の確保及び育成を図ります。	
主な取組		実施主体
1	日本語指導及び学習支援の充実	指導課・市民活動課・土浦市国際交流協会
2	学校支援ボランティアの確保及び育成	生涯学習課

No.29	外国人児童生徒への進路指導・キャリア教育支援【拡充】	
取組内容	○進路に関する情報の多言語化など、外国人児童生徒への分かりやすい進路指導・キャリア教育を行います。 ○教科教育と日本語教育について、外国人児童生徒の要望に個別に対応できる体制づくりを行います。 ○日本語の能力に不安がある外国人児童生徒や保護者が、多言語で相談できる体制づくりを行います。	
	主な取組	実施主体
1	NPO と連携した外国人児童生徒への進路指導･キャリア教育支援	指導課

No.30	外国人児童生徒の保護者に対する情報提供の充実	
取組内容	○日本の教育制度や受験制度について多言語による情報提供を行います。 ○外国人児童生徒の日本での生活歴や家庭環境に配慮した情報提供を行います。 ○外国人児童生徒の保護者に対して、学校、市、地域が連携して子どもたちを支援できる体制づくりを図ります。 ○小学校へ入学する子どもを持つ家庭を対象とした、家庭教育や福祉の情報提供及び支援ニーズの把握に努めます。	
	主な取組	実施主体
1	外国人児童生徒の保護者に対する情報提供の充実	学務課･生涯学習課･指導課･関係課

No.31	図書館の多文化共生資料の充実	
取組内容	○図書館における外国語資料の充実を図ります。 ○日本語検定や外国語検定など、多言語の学びをサポートする資料の充実を図ります。 ○外国語での読み聞かせなど、日本人も外国人もともに学び楽しめる機会をつくります。	
	主な取組	実施主体
1	図書館の多文化共生資料の充実	図書館

●適正な労働環境の確保

No.32	関係機関との連携による就業支援や情報提供	
取組内容	○ハローワークと連携し、国、県などが作成している就職・労働関係のリーフレットや多言語による生活情報、ガイドブック、パンフレットの配布を行い、就職・労働に関する情報や日常生活に必要な情報の提供を行います。 ○就業に必要な日本語能力の取得やスキルアップを支援するため、就業や仕事に役立つ日本語教室の充実を図ります。	
主な取組		実施主体
1	就職・労働に関する情報提供	商工観光課
2	外国人就労準備研修及び就職のための日本語教室の開催	ハローワーク
3	日本語教室の充実	市民活動課・土浦市国際交流協会・土浦ユネスコ協会

No.33	関係機関との連携による起業支援	
取組内容	○商工会議所と連携し、空き店舗などを活用し、外国人市民に対して起業支援を行います。	
主な取組		実施主体
1	商工会議所と連携した起業支援	商工観光課･商工会議所

No.34	外国人市民の就業や就業環境に関する意識啓発	
取組内容	○外国人市民の雇用に関する留意点や就業環境の改善などについて事業主などに意識啓発を図ります。	
主な取組		実施主体
1	外国人市民の就業や就業環境に関する意識啓発	商工観光課･ハローワーク･商工会議所

No.35	外国人市民を雇用している企業との連携	
取組内容	○企業などと連携して外国人市民を雇用する際の就業条件や就業環境の整備・充実を図ります。 ○外国人市民を雇用する際の企業における社会的責任の啓発をハローワークと連携して進めます。 ○外国人市民を雇用している企業と連携して日本語学習の支援を行います。 ○国際交流・国際理解への支援、協力を促進します。	
主な取組		実施主体
1	日本語教室の充実	市民活動課・土浦市国際交流協会・土浦ユネスコ協会
2	外国人の雇用に関する相談	ハローワーク
3	外国人就労準備研修（ＪＩＣＥと連携）の受講斡旋	ハローワーク
4	企業意識に係る啓発	商工観光課

●防犯・防災のための支援

No.36	外国人市民向け防犯・交通安全教室の開催	
取組内容	○学校や地域、企業などにおいて、防犯・交通安全意識の高揚を図るための外国人市民向けの教室や研修会を行います。	
主な取組		実施主体
1	外国人市民に向け防犯・交通安全教室の開催	生活安全課・警察
2	児童生徒向けの交通安全に対する指導	指導課

No.37	多言語による防犯・交通安全情報の提供	
取組内容	○警察などの関係機関と連携して、防犯や交通安全に関する多言語による冊子やチラシ、ホームページなどでの情報提供を行います。	
主な取組		実施主体
1	多言語による防犯・交通安全情報の提供	生活安全課･警察

No.38	火災・救急時の多言語での対応	
取組内容	○外国人市民からの火災・救急通報に必要な単語リストや多言語対応マニュアルなどの作成に取り組みます。 ○外国人市民向けの火災・救急通報オリエンテーションを実施します。 ○火災・救急発生時の対応について、多言語による冊子やチラシなどでの情報提供を行います。 ○多言語ＳＯＳハンドブックの充実及び一層の多言語化を進めます。 ○スマートフォンやタブレットの翻訳アプリケーションソフトの一層の活用を図ります。	
	主な取組	実施主体
1	多言語ＳＯＳハンドブックの活用	消防本部
2	スマートフォンやタブレットの翻訳アプリケーションソフトの活用	消防本部

No.39	多言語による防災マップの作成	
取組内容	○多言語による防災ハザードマップを作成し、外国人市民への積極的な周知を図ります。 ○多言語による防災・災害対応マニュアルを作成し、外国人市民への積極的な周知を図ります。	
	主な取組	実施主体
1	多言語による防災ハザードマップ作成及び周知	防災危機管理課
2	多言語による防災・災害対応マニュアル作成及び周知	防災危機管理課

No.40	外国人市民への防災・災害対応における意識啓発	
取組内容	○多言語による防災ハザードマップや防災・災害対応マニュアルの作成・活用を図り、意識啓発に努めます。 ○災害時の避難場所の周知を徹底します。 ○外国人市民向けの防災オリエンテーションを実施します。 ○外国人市民向けの防災訓練（避難訓練）を実施します。	
	主な取組	実施主体
1	多言語による防災ハザードマップの作成及び周知	防災危機管理課
2	避難所における外国人市民の受入を含む防災訓練の開催	防災危機管理課・消防本部
3	外国人生活ガイドブックの充実及び周知	市民活動課

No.41	災害時における情報の多言語化	
取組内容	○防災無線等での多言語による災害情報の提供や避難所の表示物の多言語化、「やさしい日本語」の使用、ピクトグラム（絵文字）の使用を図ります。 ○多言語による防災・災害情報の提供を図ります。 ○外国人市民が利用する地域のコミュニティサイトなどに防災・災害情報の提供を行います。 ○災害情報などを多言語で配信する災害時情報提供アプリの一層の活用を図ります。	
主な取組		実施主体
1	防災無線等での多言語による災害情報の提供	防災危機管理課
2	外国人市民も利用しやすい避難所の環境整備	防災危機管理課
3	多言語で配信する災害時情報提供アプリの活用及び周知	防災危機管理課
4	ピクトグラムによる避難所誘導看板の増設	防災危機管理課

No.42	災害時の外国人市民支援体制の整備	
取組内容	○災害時における外国人市民等避難支援マニュアル（仮称）を作成します。 ○外国人市民の地域社会への参画を促進し、災害時に避難情報などが共有できる体制の充実を図ります。	
主な取組		実施主体
1	外国人市民等避難支援マニュアル（仮称）の作成	防災危機管理課
2	外国人市民の地域社会への参画促進	市民活動課

No.43	災害時に対応できる人材の確保及び育成	
取組内容	○災害時における通訳ボランティアの確保・育成を図ります。 ○災害時における外国人市民等要援護者支援マニュアルを作成します。 ○県や他市町村と連携して災害時に支援をしていただける外国人市民の発掘と育成を図ります。	
主な取組		実施主体
1	災害時における通訳ボランティアの確保・育成	市民活動課・土浦市国際交流協会・消防本部
2	災害時における外国人市民等要援護者支援マニュアルの作成	防災危機管理課

3.3　基本目標Ⅲ
多様な文化を尊重し、共に支えあうまちづくり
≪施策の柱≫　多文化共生の地域づくり

●多文化共生意識の啓発

No.44	海外との交流の促進【拡充】	
取組内容	○市民の多文化共生及び異文化理解の深化を図るため、姉妹都市、友好都市、友好交流都市と交流する機会を提供します。 ○交流の成果について、市民に積極的に周知を図ります。 ○ホームステイ・ホームビジット受け入れなど、身近な国際理解の機会の創出を図ります。 ○次代を担う中学生を海外に派遣し、ホームスティや学校訪問を体験することで、グローバル化に対応し、国際感覚に優れた人材育成を図ります。	
	主な取組	実施主体
1	姉妹都市、友好都市、友好交流都市との交流促進	市民活動課・土浦市国際交流協会・広報広聴課・スポーツ振興課・関係各課
2	中学生交換交流事業	市民活動課・土浦市国際交流協会
3	かすみがうらマラソン大会への選手招致	市民活動課・スポーツ振興課

No.45	国際理解教育の推進【拡充】
取組内容	○地域、学校における国際理解教室を開催し、市民の異文化理解力の向上を図ります。 ○開発途上国で国際協力に携わってきたＪＩＣＡ海外協力隊を講師に、開発途上国の現状、日本とのつながりについて学習を行います。 ○外国文化への理解促進のため、外国語図書や新聞・雑誌、生活に役立つ資料、外国文化の紹介資料などの収集・活用を図ります。 ○地域に住む外国人市民や小中学校のＡＬＴ等の協力を得て、外国語や外国の文化に触れることで、子どもたちのコミュニケーション能力の一層の育成を図ります。 ○学校教育全体で取り組んでいく多文化共生に向けた、教員の一層の意識向上を図る研修を行います。 ○異文化を理解するための調べ学習を行うなど、児童生徒の国際理解の推進に取り組みます。 ○外国文化への理解促進のため、外国語図書や新聞・雑誌、生活に役立つ資料、外国文化の紹介資料などの収集・活用を図ります。

	主な取組	実施主体
1	国際理解教室の開催	市民活動課・土浦ユネスコ協会
2	JICA 活動報告会の開催	土浦市国際交流協会
3	外国語資料の収集・活用	図書館
4	ALT 等を活用した英語教育の充実	指導課・保育課
5	異文化理解の推進	指導課
6	外国語図書等の充実	図書館

No.46	外国語学習機会の提供
取組内容	○市民の多文化共生及び国際理解の意識を醸成するため、土浦市国際交流協会と連携して多国語講座の充実を図ります。 ○市職員の多文化共生意識を深めるため、語学の通信教育を希望する職員に、受講料の一部を助成します。

	主な取組	実施主体
1	多国語講座の開催	市民活動課・土浦市国際交流協会
2	職員が受講する語学通信教育の費用助成	人事課

No.47	市民や市職員に対する多文化共生の意識啓発【拡充】	
取組内容	○多文化共生の地域づくりについて、日本人市民と外国人市民に向けた啓発を行います。 ○職員の多文化共生の意識向上を図るため啓発を行います。 ○多文化共生の基礎講習など、多文化共生について学ぶ研修に、受講を希望する市職員を派遣します。 ○語学の通信教育を希望する市職員に、受講料の一部を助成します。	
	主な取組	実施主体
1	多文化共生についての啓発	市民活動課
2	多文化共生研修へ受講希望市職員派遣	人事課
3	市職員が受講する語学通信教育の費用助成	人事課

●地域社会への参画

No.48	外国人市民の機能別消防団取組への検討	
取組内容	○母国語・日本語・英語で日常会話ができる人たちの能力を活かし、特定の活動に従事し、外国人被災者を支援する機能別消防団への取組を検討します。 ○「助けを求める側」から「助ける側」への役割転換による防災減災対策を進めていきます。	
	主な取組	実施主体
1	外国人市民の機能別消防団取組の促進	消防本部

No.49	外国人市民の地域社会への参画促進	
取組内容	○住民登録に来庁する機会に、多言語による町内会等への加入案内の更なる充実を図るとともに、外国人市民の地域社会への参画を促進します。	
	主な取組	実施主体
1	地域社会への参画促進	市民活動課

No.50	多文化共生を推進するキーパーソンの育成	
取組内容	○外国人市民が、主体的に地域で活動できるよう、町内会、土浦市国際交流協会、企業などと人材に関する情報の共有化を図り、外国人市民と日本人市民の中から継続性のあるキーパーソンを育成する方法を検討します。 ○外国人市民がイベントや地域活動に参加しやすい体制づくりを図ります。 ○イベント等をとおして、日本人市民と外国人市民のパイプ役として、地域の担い手となる人材の活用を図ります。 ○留学生は、地域のまちづくりに参画する者も増えており、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる潜在性を有しているので、このような観点も踏まえて、相談支援や地域活動に向けての環境を整備します。 ○地域に定住する外国人は、地域のリーダー役として活躍している者もおり、キーパーソンとなる潜在性を有しているので、このような観点も踏まえて、相談支援や地域活動に向けての環境を整備します。	
主な取組		実施主体
1	キーパーソンの育成	市民活動課･関係各課･土浦市国際交流協会

●地域活性化の推進

No.51	外国人市民の視点や発想を取り入れる機会の確保【拡充】	
取組内容	○外国人市民の自らの強みや外国人独自の視点や発想に耳を傾け、集約した意見を分析して、多文化共生の推進に反映します。 ○土浦市は、まちづくりに関するアイデアや、市政に対する意見等を受け付ける制度を設けてあり、多言語化により外国人市民も利用しやすい環境を整備します。	
主な取組		実施主体
1	国際交流協会事業の活用	市民活動課･土浦市国際交流協会
2	まちづくりに関するアイデア募集	広報広聴課･関係各課

No.52	留学生を受け入れている大学との連携事業の促進	
取組内容	○通訳や翻訳、国際理解教育などでの活用を図るとともに国際交流事業などへの参加を促進します。	
主な取組		実施主体
1	国際理解教室の開催	市民活動課･土浦ユネスコ協会
2	国際交流事業の推進	土浦市国際交流協会

●グローバル化への対応

No.53	外国人市民の活躍機会の創出【拡充】	
取組内容	○本市在住の外国人が、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域において活躍できる環境整備と機会の創出を図ります。 ○留学生は、地域のまちづくりに参画する者も増えており、地域活動に向けての環境を整備します。	
主な取組		実施主体
1	外国人市民の活躍機会の創出	市民活動課・関係各課
2	留学生の活動支援	市民活動課

No.54	国際交流協会会員の育成及び活躍【新規】	
取組内容	○急速に進展するグローバル化に対応し、地域の外国人住民に関わる国際交流協会会員の育成とともに、協会事業の推進に向け、会員の自らの活動を促進します。	
主な取組		実施主体
1	国際交流協会会員の育成及び活躍	市民活動課･土浦市国際交流協会

第４章　計画の推進に向けて

4.1　多文化共生の推進体制の整備

4.1.1　土浦市多文化共生推進プランの推進

多文化共生のまちづくりは、行政、市民、関係団体等が協働して進めていくものです。本計画で定めた基本目標の実現が、外国人市民も日本人市民も暮らしやすい多文化共生のまちづくりにつながります。

そのため、本プランの基本理念に基づき地域社会、ボランティア団体、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、連携・協働し、多文化共生社会の実現をめざします。

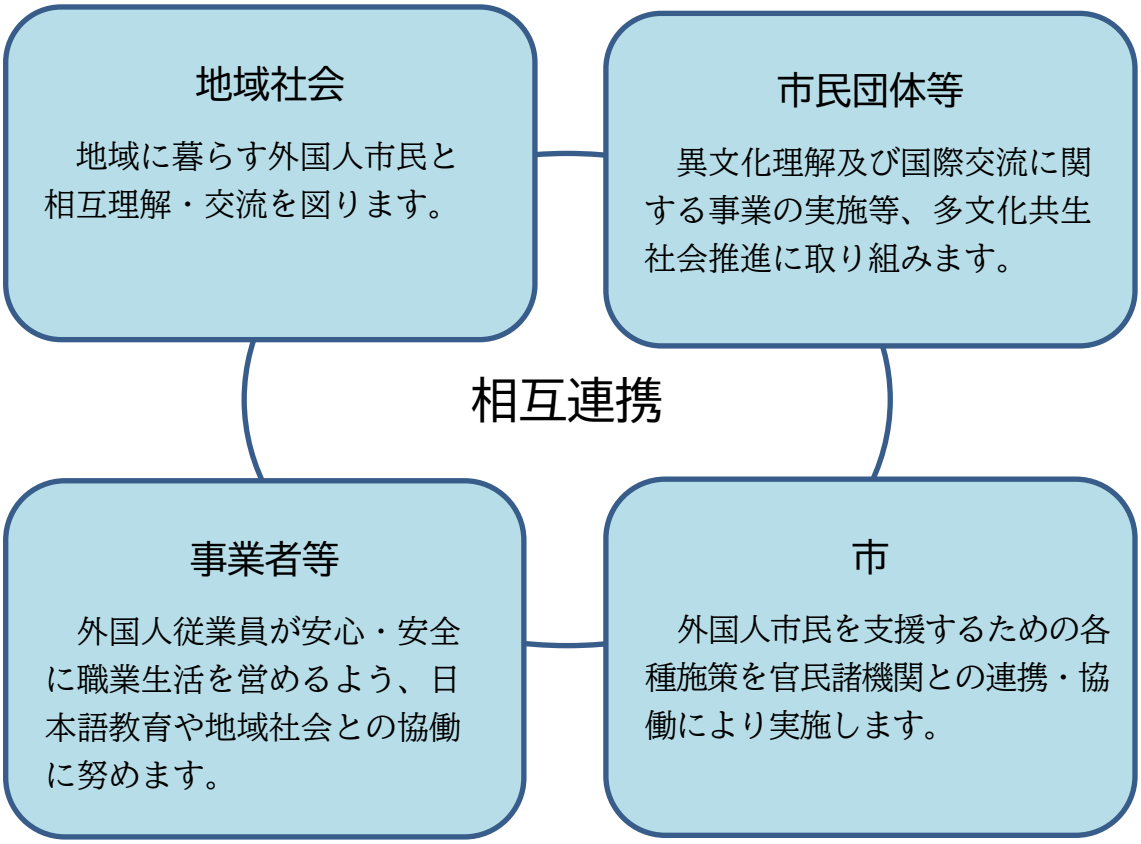

4.1.2　土浦市多文化共生推進プラン検討委員会の設置

外部委員で構成する土浦市多文化共生推進プラン検討委員会を設置し、プランの進行管理を行います。

4.1.3　土浦市多文化共生推進プラン検討委員会幹事会の設置

多文化共生の地域づくりに向けた事業を効果的に推進するため、庁内横断的な連携組織として土浦市多文化共生推進プラン検討委員会幹事会を設置し、外国人市民の意識や実態を的確に把握するとともに市内部の連携を図りながら事業を推進します。

4.1.4　地域住民との連携

多文化共生を推進するためには、外国人市民が地域の担い手であるという意識を持ち、地域の行事などへ積極的に参加することが大切です。

また、地域社会全体で、地域の担い手として外国人市民が参加しやすい環境を整えるとともに、多文化共生意識を醸成し国際理解を深めるため、外国人市民と日本人市民の交流を促進します。

4.1.5　土浦市国際交流協会との連携

土浦市国際交流協会は、多文化共生に係る各種事業を行っています。

市は、協会事業の支援を行いながら、協会と連携し、多文化共生事業の推進を図ります。あわせて、外国人市民に関わる組織と連携し、多文化共生施策の推進に必要な体制を構築します。

4.1.6　外国人市民に関わる各種団体・組織との連携

本市には、外国人市民のコミュニケーションや生活支援を行う団体が活躍しております。市は、これら団体と連携を図りながら、団体が有する強みを活かした取り組みを促進します。

また、企業等と連携し、外国人市民の受入れ環境の整備促進を図ります。

4.1.7　県や他市町村との連携

県や他市町村、他の国際交流協会と連携し、情報交換を図りながら多文化共生を推進します。また、県や他市町村の多文化共生推進施策の調査・研究を行います。

4.2　プランの進行管理

プランに基づいて実施される事業等について、各年度で取組状況、進捗状況等を各担当課が年次報告を行います。

各担当課の報告を多文化共生推進プラン検討委員会でとりまとめ、全体の評価を行い、さらなる多文化共生のまちづくりに活かします。

また、民間団体や各事業者等の多文化共生の取組についても情報等を収集し、本市の多文化共生を推進していきます。

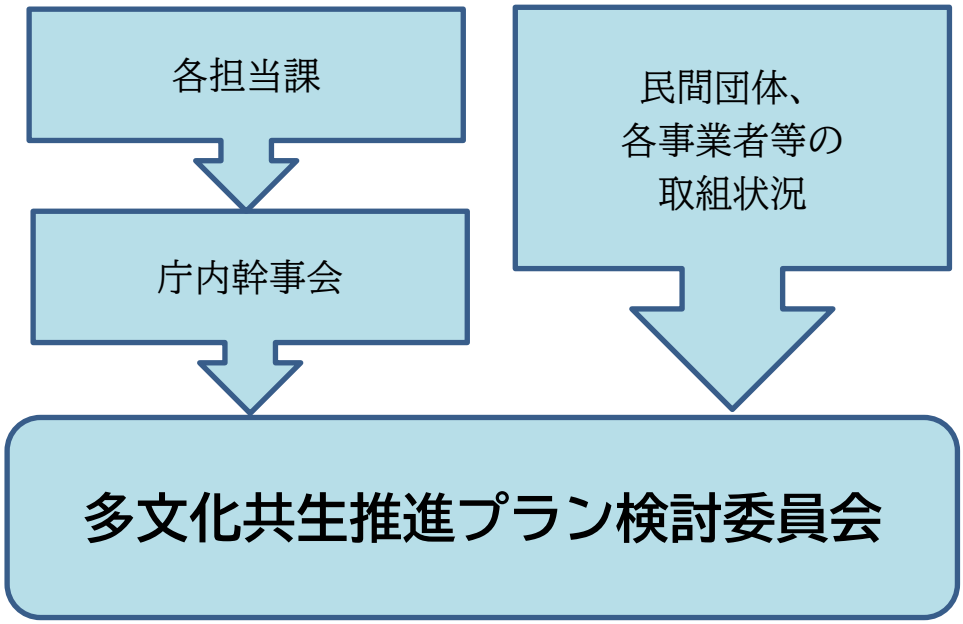

【参考資料】

１　アンケート調査

１）調査の目的

本調査は、外国人市民の滞在長期化や定住化が進む中、誰もが暮らしやすい多文化共生の社会作りを推進するために問題点やニーズを把握し、「第２期土浦市多文化共生推進プラン改定版」策定にあたっての基礎資料とすることを目的に実施しました。

２）調査の概要

	①　日本人市民意識調査
調査項目	外国人市民との交流状況、外国人市民との暮らしについての意識、多文化共生のためにすべきことなど
調査対象	ア）　本市に在住する満１８歳以上（外国籍を除く）を無作為抽出 イ）　つくば国際大学の学生
調査方法	ア）　本市に住民登録している市民より無作為抽出（3,000 名）し、郵送配布、郵送及び web 回収 イ）　つくば国際大学へ調査協力を依頼。web 回収。
調査期間	令和 6 年 2 月 1 日～令和 6 年 2 月 21 日
配布数	ア）　3,000　　イ）　―
回答数	ア）　1,191　　イ）　30
回答率	ア）　39.7%　　イ）　―

	②　外国人市民意識調査
調査項目	普段の生活での困りごと、日本語の学習状況、情報の入手方法、地域社会との関わりなど
調査対象	本市に在住または勤務する満１８歳以上の男女
調査方法	ア）　本市に住民登録している外国人市民より無作為抽出(500 名)し、郵送配布、郵送及び web 回収 イ）　市内教育機関や企業等を通じ調査票を手交。対面または郵送及び web 回収。
調査期間	令和 6 年 2 月 13 日～令和 6 年 2 月 27 日
配布数	ア）　500　　イ）　―
回答数	ア）　152　　イ）　32
回答率	ア）　30.4%　　イ）　―

	③　地区長意識調査
調査項目	各地区における外国人市民との交流状況、外国人市民との暮らしについての意識、多文化共生のためにすべきことなど
調査対象	土浦市各地区長
調査方法	郵送配布、郵送及び web 回収
調査期間	令和 6 年 1 月 22 日～令和 6 年 2 月 14 日
配布数	171
回答数	164
回答率	95.9%

３）調査結果のまとめ

（１）日本人市民意識調査

★外国人市民との交流の状況★

・　日本人市民の 83.0%が日常会話をできる外国語はなく、日常会話をできる外国語については、英語が 13.5%という状況である。

・　外国人市民と付き合いがないという人は 69.7%。「学校や職場に外国人市民がいる」が 12.5%、「挨拶をする程度の人がいる」が 10.4%である

・　外国人市民との交流を持ちたい日本人市民は 47.5%で、前回調査より 9.2 ポイント低下している。具体的な希望としては、外国の文化や言語を学びたい、外国人市民に日本の文化や日本語を教えたい、趣味やスポーツで交流したいという回答が多い。

★外国人市民と共に暮らすことに対する思い★

・　外国人市民の増加について望ましいと思う日本人市民は 22.4%であり、交流で国際感覚が高まる、外国文化への理解が深まるという理由が過半数を占める。

・　一方、外国人市民の増加について望ましくないと思う日本人市民は 13.4%であり、治安が悪化する、トラブルやもめごとが増えるという理由が過半数を占める。

・　近くに住む外国人市民とトラブルになったことがない日本人市民は 75.4%となっている。トラブルの原因は、ゴミ出しなど生活のルールに関すること、物音や騒音に関することでいずれも 10%未満であった。

★多文化共生社会の実現に向けた思い★

- 多文化共生という言葉を知らない、今回初めて知った人は 34.3%で、前回の調査とほとんど変化がない。
- 地域に住む外国人市民に必要なこととして、生活ルールを守ること、日本の文化や習慣を理解すること、日本語を理解できることが過半数を占めている。
- 一方で、日本人市民と外国人市民が共に暮らしやすい地域にするために日本人市民、地域がすべきことは、外国人に対する差別や偏見を持たない、生活習慣やルールを教える、あいさつなどの声かけを行うといった意見が多く見られた。

（２）外国人市民意識調査

★日本語学習や情報入手等の状況★

- 日本語の習得度は「日常会話ができる」が 50.5%、「あいさつ程度はできる」が 21.2%となっている。日本語の学習意向は「今、学んでいる」が 41.8%、「今は学んでいないが、以前は学んでいた」が 31.0%となっている。
- 情報の入手方法は、インターネットが 76.1%、「日本人の知人・友人」が 40.2%となっている。
- ふだんの生活で必要な情報は「医療福祉や健康保険」が 42.9%、「災害や緊急時の対応」が 31.0%、「日本の文化や生活習慣」が 31.0%となっている。
- 情報収集で利用する言語は、「母語」が 48.4%、「やさしい日本語」が 42.4%、「日本語」が 39.1%、「英語」が 22.8%となっている。

★地域の人びととのつながり★

- こまったときに相談できる日本人がいるという人が 38.0%な一方、日本人と付き合いがないという人は 22.3%となっている。
- 希望する交流内容は「日本の文化や言語を学びたい」が 56.1%、「通訳や翻訳のサポートを受けたい」が 27.7%、「趣味やスポーツで交流したい」が 25.8%となっている。
- 近くに住む日本人市民とトラブルになったことがある人は 13.0%となっている。

★災害時等について★

- 災害（地震や洪水）が起きたときの地域の避難場所について「知っている」が 47.3%、「知らない」が 47.8%となっている。
- 災害が起きたときに心配なことは「家族や友人と連絡がとれるかわからない」が 41.8%、「どこに逃げたらよいかわからない」が 33.7%、「理解できる言語で情報が手に入るか」が 28.8%となっている。

・　新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ-１９）が流行していたとき、情報収集で困ったことは「帰国できなかった（海外に行けなかった）が 26.6%、「仕事や授業が減った（なくなった)」が 22.8「家族や友達と会えなくなった」、「必要なもの（マスクや消毒液など）が買えなかった」が 21.2%となっている。なお、「特に困ったことはない」も 26.1%となっている。
・　外国人市民が暮らしやすいまちになるために行政に必要なことは、「情報の多言語化」が 25.5%、「外国人市民相談窓口の設置」が 22.8%、「日本語学習の支援」が 19.6%となっている。

（３）地区長調査

★外国人市民との交流の状況★

・　町内に外国人市民が「いる」という回答は 77.6%、「いない」は 15.0%、「わからない」は 6.1%となっている。
・　町内行事での外国人市民と交流「している」は 40.4%、「していない」は 50.9%となっている。交流内容は「お祭りや清掃活動などの町内会活動」が 89.1%、「子ども会や老人会などの活動」が 15.2%、「ＰＴＡなどの学校活動」が 15.2%となっている。。
・　町内行事での外国人市民との交流の意向は「交流したい」が 52.9%、「あまりしたくない」が 39.2%、「したくない：が 2.9%となっている。
・　町内でこれまでに地域に住む外国人市民とトラブルの有無は「これまでにトラブルはない」が 59.2%、「ゴミ出しなど生活ルールに関すること」が 28.6%、「物音や騒音に関すること」が 14.3%となっている。

★多文化共生社会について★

・　地域共住で外国人市民に必要なことは「生活ルールを守る」が 78.9%、「日本の文化や習慣を理解する」が 53.1%、「日本語を理解できる」が 42.2%、「町内会や地域の活動に参加する」が 40.1%となっている。
・　地域共生で日本人や地域に必要なことは「外国人市民に対する差別や偏見を持たない」が 69.4%、「あいさつなど声をかけ合う」が 55.1%、「生活習慣やルールなどを教える」が 54.4%となっている。
・　地域共生で行政に必要なことは、「外国人市民相談窓口の設置」が 55.1%、「情報の多言語化」が 41.5%、「「やさしい日本語」の普及」、「日本人と外国人の交流を増やす」がともに 32.0%となっている。
・　回答者の「多文化共生」の認知は、「よく知っている」と「ある程度知っている」の合計が 46.9%と前回と比べて大幅に増加している。

２　策定経過

年　月　日	事　　項
令和５年８月２２日	令和５年度　第１回幹事会 ・土浦市多文化共生推進プランの進捗状況報告について
令和５年９月２１日	令和５年度　第１回検討委員会 ・プランの主な事業と令和４年度における進捗状況報告について
令和５年１２月５日	令和５年度　第２回幹事会 ・本市の外国人市民の現状について ・土浦市多文化共生推進プラン改訂に伴う市民意識調査について
令和５年１２月２０日	令和５年度　第２回検討委員会 ・本市の外国人市民の現状について（令和５年１１月末現在） ・土浦市多文化共生推進プラン改訂に伴う市民意識調査について
令和６年５月２３日	令和６年度　第１回幹事会 ・土浦市多文化共生推進プランの進捗状況報告について
令和６年６月２６日	令和６年度　第１回検討委員会 ・プランの主な事業と令和５年度における進捗状況報告について ・「市民意識調査」の調査概要について
令和６年８月６日	令和６年度　第２回　幹事会 ・第２期土浦市多文化共生推進プラン（素案）について
令和６年８月２２日	令和６年度　第２回検討委員会 報告事項 ・市民意識調査の結果について 協議事項 ・第２期土浦市多文化共生推進プラン（素案）について

年　月　日	事　　項
令和６年１０月２９日	令和６年度　第３回　幹事会 報告事項 ・市民意識調査の結果について 協議事項 ・第２期土浦市多文化共生推進プラン（案）について ・パブリックコメントの実施について
令和６年１１月１１日	令和６年度　第３回検討委員会 報告事項 ・市民意識調査の結果について 協議事項 ・第２期土浦市多文化共生推進プラン（案）について ・パブリックコメントの実施について
令和６年１２月９日～ 令和７年１月１０日	パブリック・コメント実施 公表方法 執務室（市民活動課）、情報公開室、各支所・出張所、 各地区公民館での閲覧及び市ホームページへの掲載 意見提出者数　　４名 意　見　件　数　計画に関する意見　　３件 その他の参考意見　　４件 市ホームページ閲覧数　　１０６件
令和７年２月４日	令和６年度　第４回幹事会 ・パブリック・コメントの実施結果について ・第２期土浦市多文化共生推進プラン（案）について
令和７年２月１８日	令和６年度　第４回検討委員会 ・パブリック・コメントの実施結果について ・第２期土浦市多文化共生推進プラン（案）について

３　土浦市多文化共生推進プラン検討委員会設置要綱

令和元年６月17日告示第32号

（設置）

第１条　土浦市多文化共生推進プラン（次条において「プラン」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、土浦市多文化共生推進プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　プランの推進に関すること。

（２）　プランの進捗状況の確認及び評価に関すること。

（３）　プランの見直しに関すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、プランの推進に関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　関係機関を代表する者

（３）　業務、活動及び生活上で外国人と関わりが深い者

（４）　副市長

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前条第２項第２号及び第４号に規定する委員は、委嘱され、又は任命された当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

３　補欠により委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（幹事会）

第７条　委員会の適正かつ効率的な運営を補佐するため、委員会に幹事会を置くことができる。

２　代表幹事には、市民生活部長をもって充てるものとする。

３　幹事には、別表に掲げる職にある者をもって充てるものとする。
４　幹事の任期は、第４条第１項に規定する委員の任期と同じとする。
５　幹事は、任命当時の職を退いたときは、幹事の資格を失うものとする。
６　第４条第３項の規定については、「委員」を「幹事」に読み替えてこれを準用する。
７　幹事会は、代表幹事が招集し、幹事会の会議の議長となる。
８　代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
９　幹事会の運営に関し必要な事項は、代表幹事が別に定める。
（庶務）
第８条　委員会及び幹事会の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。
（委任）
第９条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
付　則
（施行期日）
１　この告示は、公表の日から施行する。
（最初の会議）
２　第６条第１項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集し、第５条第１項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。

付　則（令和元年９月 30 日告示第 78 号）
この告示は、公表の日から施行する。
付　則（令和２年３月 31 日告示第 110 号）
この告示は、令和２年４月１日から施行する。
付　則（令和２年３月 31 日告示第 111 号）
この告示は、令和２年４月１日から施行する。
付　則（令和３年３月１日告示第 31 号）
この告示は、令和３年４月１日から施行する。
付　則（令和５年３月３１日告示第 107 号）
この告示は、令和５年４月１日から施行する。別表（第７条関係）

【別表（第７条関係）】

市長公室長、総務部長、保健福祉部長、こども未来部長、産業経済部長、都市政策部長、建設部長、教育部長、消防長、政策企画課長、広報広聴課長、防災危機管理課長、市民活動課長、人権推進課長、市民課長、環境衛生課長、社会福祉課長、国保年金課長、健康増進課長、こども政策課長、こども包括支援課長、商工観光課長、都市計画課長、住宅営繕課長、教育委員会事務局生涯学習課長、教育委員会事務局指導課長、消防本部警防救急課長

４　土浦市多文化共生推進プラン検討委員会委員名簿

役　職	氏　名(敬称略)	所属団体・職名
委員長	菊地　かおり	筑波大学人間系助教
副委員長	タスタンベコワ　クアニシ	筑波大学人間系准教授
委　員	瀧　正教	土浦市地区長連合会会長
委　員	木村　学	土浦公共職業安定所統括職業指導官
委　員	広瀬　正幸	土浦警察署生活安全課長
委　員	杉本　高久	土浦市教育委員会指導課指導主事 （～令和６年３月）
委　員	大澤　泰弘	土浦市教育委員会指導課指導主事 （令和６年４月～）
委　員	宇津野　正	土浦市立神立小学校校長
委　員	小関　保行	土浦市社会福祉協議会事務局長 （～令和６年３月）
委　員	村山　一志	土浦市社会福祉協議会事務局長 （令和６年４月～）
委　員	青木　久枝	神立中央四丁目地区長
委　員	田村　尚子	土浦市国際交流協会多文化共生事業部会長 （～令和６年３月）
委　員	海老原　一郎	土浦市国際交流協会多文化共生事業部会長 （令和６年４月～）
委　員	吉田　俊夫	ボランティア日本語教師（～令和６年３月）
委　員	田村　尚子	ボランティア日本語教師（令和６年４月～）
委　員	本居　和也	日立建機株式会社土浦工場 人事勤労部人事グループ部長代理
委　員	栁澤　健二	土浦市議会総務市民委員会
委　員	乗峯　スーザン	在住外国人
委　員	片山　壮二	土浦市副市長　（～令和６年３月）
委　員	小林　勉	土浦市副市長　（令和６年４月～）

第２期土浦市多文化共生推進プラン

発行年月　　令和７年（２０２５年）３月

発　　行　　土浦市市民生活部市民活動課

〒300- 8686　茨城県土浦市大和町９番１号

電話 029-826-1111（代表） http://www.city.tsuchiura.lg.jp

第2期土浦市
多文化共生推進プラン

令和7年（2025年）年3月